

大学年報の成立と展開

——開成学校から旧東京大学まで——

所澤 潤

目次

一 解題

資料紹介の位置づけと目的
資料が示す年報の性格と沿革
翻刻資料の範囲

二 資料

年報別資料索引

凡例

翻刻資料

一 解題

資料紹介の位置づけと目的

明治初年から十年代にかけて、旧東京大学⁽¹⁾またはその前身の東京開成学校では、学校内の現況、一年間の沿革を詳述した『東京開成

学校年報』『東京大学年報』などという名称の情報量の多い図書が毎年刊行されていた。例えば、明治十三（一八八〇）年九月から十四（一八八一）年十二月を扱った『東京大学第一年報』は、全二九七頁に及び、日々の大項目として「東京大学改設及職制」「処務概略」「職員ノ事」「学生生徒ノ事」「内外教師教授等申報」「医員申報」「豫備門主幹申報」「小石川植物園担任申報」「博物場ノ事」「附属医院及附属病院ノ事」「図書ノ事」「器械器品ノ事」及び「経費收支計算ノ事」があがり、それぞれ詳述されている。当時の大学による編集の手が加わっているので厳密な意味での一次的資料とは言えないが、大学がその時点で把握している詳細な情報を毎年ほぼ同様な形式で整理したものであり、非常に資料的価値が高い。

明治初年の歴史研究をしている研究者の間では、こうした年報の存在はよく知られ、資料的価値の高さもよく認識されているが、從来研究に活用されたとは言い難い状況であった。それは、歴史資料として利用するに当って、二つの難点があったからである。

一つは、所蔵している機関が少く、原本すべてにあたることが困難であったということである。例えば、磯野直秀は「自然科学に限らず、明治一〇年代の諸学導入期の研究には、『東京大学法理文三学部年報』『東京大学年報』などが第一の基本資料だが、東大と国会図書館くらいしか現存せず（しかもそれぞれ欠本がある）、研究者の最大の悩みとなっている。どこかで翻刻していただけないものだろうか。相当の需要が見込めると思うのだが…。」と語っている。⁽²⁾ そのような状況にあつたため、全巻を見通して利用されることとはほとんどなく、たまたま入手できた一部分が利用されるにとどまることが多かつた⁽³⁾。

もう一つの難点は、印刷本の年報の基本的性格が解明されていないことであった。①『文部省年報』に掲載されている学校の年報と印刷本の年報の関係が、両者の比較によってしか明らかになっておらず、法的な位置づけがはっきりしない。②学校の公的編纂物であるので、誤りはそれほど多くないと考えられるが、それでも掲げられる事実は、どの程度信頼性があるのか。③これらの年報からよく引用される外国人教師の申報⁽⁴⁾（さきの目次では「内外教師教授等申報」）は、どのように日本語に翻訳されたのか、そしてどのような意図の下に、どのような性格のものとして掲げられたのか。④数多く掲げられた統計資料は、年によって調査の時点が異なっているが、毎年の数値を比較することに意味があるか。こうしたことは、資料として利用する場合に相当慎重な配慮を要請するものであった。

この資料紹介は、難点の内、後者の方を沿革文書に基いて解消す

ることを目的とし、年報の性格に関わる公文書を、開成学校期から明治十九（一八八六）年の帝国大学誕生に至るまでの東京大学所蔵現存公文書の中から選び、翻刻するものである。勿論、それ以降も年報の作成は続いていたが、それらに関する公文書資料の紹介は、別の機会に譲ることとした。

なお、難点の内、前者の方は、本年（一九九三年）三月から東京大学出版会により影印本が刊行されることによって解消される見通しだ。

東京大学関係の年報の性格については、『東京大学百年史』編纂の過程である程度明らかにされ、かつて東京大学の『学内広報』に連載された「東大百年史編集室通信」で一九七六年に紹介された⁽⁵⁾。その際に示されたのは、①稿本、②印刷本、及び③『文部省年報』所載のものがある、という点と、さらにそれぞれについての以下のよくな形態、内容、刊行状況等の情報である。

①の稿本は、東京大学附属図書館所蔵「五十年史料」中の稿本、及び公文書綴り『文部省往復』等の中に残された稿本である。前者は、明治十七（一八八四）年度の『東京大学第四年報』から始まり、明治十九年度の『帝国大学第一年報』を経て、大正十五（一九二六）年度の『東京帝国大学第四十一年報』まであるが、その内、大正二（一九一三）年度（第二十八年報）から十三（一九一四）年度（第三十九年報）までのものは、紛失したためか、現存していない。後者については、やはりすべてのものが残っているわけではないが、かなり多くの年のものが現存している。

(2)の印刷本は、東京大学という名称が生まれる以前の前身校の時代から存在する。東京開成学校については、第一年報は印刷されなかつたと考えられ、明治七（一八七四）年分（必ずしも一月から十二月までを指すのではない。以下同様）の『東京開成学校第二年報』から始まって、第五年報から東京大学法理文三学部の年報となり、第八年報まで続く。一方東京医学校については、東京大学医学部となつた後の明治十一（一八七八）年分の第五年報と明治十三年分の第七年報が確認された。明治十四年分から両者は統一されて四学部合同の年報として、『東京大学第一年報』という名称で印刷され、第六年報、東京大学第二年報の印刷本の存在も確認した。各年報が対象としている時期は、表1の如くである。

(3)の『文部省年報』所載のものは、次の五期に分けられる。

- (1) 第一年報（明治六年分）～第十三年報（明治十八年分）
- (2) 第十四年報（明治十九年分）～第二十年報（明治二十五年分）
- (3) 第二十一年報（明治二十六年分）～第六十五年報（昭和十二年分）
- (4) 第六十六年報（昭和十三年分）～第七十六年報（昭和二十三年分）
- (5) 第七十七年報（昭和二十四年分）以降

右の中で最も詳細なのが(1)で、次に詳細なのが(3)の時期である。(5)の時期は、国立大学全体の総括表が掲げられているのみで、東京大学単独の資料は掲載されていない。なお、本資料紹介は、この内の(1)の部分に相当する。

表1 印刷本の対象期間（付稿本）

| 書名 | 対象期間 |
|----------------|-----------------|
| 東京開成学校第二年報 | 明治7年1月～12月 |
| 東京開成学校第三年報 | 明治8年1月～12月 |
| 東京大学法理文三学部第四年報 | 明治9年1月～8月 |
| 東京大学法理文学部第五年報 | 明治9年9月～10年8月 |
| 東京大学法理文学部第六年報 | 明治10年9月～11年8月 |
| 東京大学法理文学部第七年報 | 明治11年9月～12年8月 |
| 東京大学法理文学部第八年報 | 明治12年9月～13年8月 |
| 東京大学医学部第四年報 | 明治9年12月～10年11月 |
| 東京大学医学部第五年報 | 明治10年12月～11年11月 |
| 東京大学医学部第六年報 | 明治11年12月～12年11月 |
| 東京大学医学部第七年報 | 明治12年12月～13年11月 |
| 東京大学第一年報 | 明治13年9月～14年12月 |
| 東京大学第二年報 | 明治14年9月～15年12月 |
| 東京大学第三年報 | 明治15年9月～16年12月 |
| 東京大学第四年報（稿本） | 明治16年9月～17年12月 |
| 東京大学第五年報（稿本） | 明治17年9月～18年12月 |

また、①、②、③の三者の相互関係については、次の点が示されている。

(一) ①の内、「五十年史料」中の稿本は、文部省提出用の淨書本の写しであろうと推定される。

(二) ①の内、「五十年史料」中の稿本は、②の印刷が中断され以降のもののみがあり、学内用に控えとして保存されたと推定される。

(三) ③の(1)の時期は、年報を抜萃し、改編したものである。(2)

以降(4)までの時期は、関係記事又は統計がまとめられたにす

ぎなくなる。

編集室通信の右のような紹介は、現存している年報に掲載されている内容に基いたものであり、その背後にあった規定等については全く検討していない。

因に、東京大学関係の年報の内、印刷されたものは、編集室通信で紹介された段階では、表1に示した分しかなかったと考えられていたが、その後、一九八一年に湖北社から『工部大学校第三年報』(明治十六年四月至明治十七年三月)の印刷本が復刻刊行された。⁽⁶⁾ 工部大学校は現在の東京大学工学部の前身であるが、東京大学の学内には、その刊行された事実を伝える痕跡さえ全く見られなかつたものである。同復刻本は原本の所在を示していないため、研究資料として依拠し得るかどうかに議論の余地があり、そのため筆者を含め、東京大学百年史編集室及び、その後身の東京大学史史料室の関係者が調査してきた。しかし、各図書館、文書館等の所蔵図書目録中に書名が発見できず、現在のところ、復刻本以上の情報が全く得られていない。

以上は東京大学関係の年報についてであったが、それ以外の学校の年報についての研究に目を転じてみると、やはり同様に現存しているものに基づいた調査にとどまっている。

右の二つは、東京大学以外の学校年報を、復刻又は内容分析を通して歴史研究の資料として位置づけた例である。しかし、両者とも、それらが刊行された際に、開拓使や愛知県などがどのように関わっていたか、また刊行についてどのような規定があったかについてまで調査の手が伸びていない。

一方、学校年報ではないが、文部省所轄であった帝国図書館の年報の現存稿本のすべてが、国会図書館より刊行されており、その背景にあった規定、例規も、明治十三年から昭和二十五(一九五〇)年までのものの一部が翻刻されている。それらは、東京大学、(東京)帝国大学の年報と同様、『文部省年報』作成の材料となつたものであり、大学の年報の様式とも対応が見られる。ただ、残念なことに明治十年代については、明治十三年に文部省所轄となつた際に達せら

ら明治十九年に至る六年間を扱っている。

また井上知則は、名古屋大学の前身の一つである愛知医学校と愛知病院(両者とも名称は変化する)が刊行していた七回にわたる報告(『院校報告』と略称している)について、編集・刊行形態の変遷、所収内容の概要、収録データの資料的特徴を紹介し、史料的価値を検討している。その紹介によれば、『院校報告』は明治六(一八七三)年二月頃から始まり明治三十一(一八九八)年十二月に及ぶもので、明治十三年頃には年報化することも企図されていたが、それは実現せず、第二報告のみが明治十三年八月から十四年七月の一ヶ月を経たとどまつた。しかし、広い意味では年報の範疇にはいるとみなしてよいであろう。

れた七月二十七日付けの規定しか掲載されていないため、年報の沿革を規定の上から迫ることが出来ない。なお、その達の内容は、東京開成学校宛て明治八（一八七五）年一月十七日の達と同様のものである。^[12]

以上述べてきたことにも示されているように、明治十年前後に文部省所轄の大学、図書館において年報が作成され、また開拓使所轄の札幌農学校、工部省所轄の工部大学校、愛知県所轄の愛知医学校などでも類似の年報が作成されていた。文部省所轄の場合は、「文部省年報」の材料という性格の共通性があったわけだが、そればかりでなく、文部省所轄以外でも類似の年報が印刷刊行されていたことから、所轄の省使県を越えたなんらかの共通の発想や、規定があるものと想像される。本資料紹介は、さきに述べたように、東京大學関係の年報の基本的性格を沿革史料に基いて明らかにすることを主要な目的としたものである。しかし、沿革史料が示す年報の変遷過程と基本的性格は、文部省所轄の学校の年報類の法制的基盤の一端を明らかにするにとどまらず、従来の研究が届いていない省使県を越えた広がりを探って行く際の重要な参考資料ともなるであろう。

なお、ここで東京医学校、東京大学医学部の作成していた公文書資料を紹介できないのは、東京医学校・医学部系の主要な公文書が、敗戦後製紙用材料として供出されてほとんど現存していないため、沿革をたどることが不可能だからである。

資料が示す年報の性格と沿革

紹介した資料の内容から年報の性格と沿革の概略を抽出しておきたい。公文書の内容は、（ア）作成・差出しを求める内容を規定するもの、（イ）対象とする期間及び統計の調査日に関するもの、（ウ）差出し期限と差出しに関するもの、（エ）印刷刊行に関するもの、（オ）印刷本の納本配付に関するもの、（カ）正誤に関するもの、及び（キ）学内部局の年報に関するもの、に涉っている。以下では、開成学校、東京開成学校、東京大学法理文三学部、及び法理文三学部と医学部とが統一した組織となつた後の東京大学の各年報の性格と沿革について、それぞれの側面から概略を示しておく。

（ア）作成・差出しを求める、内容を規定するもの
主要な資料は、表2のとおりである。これらにより把握できる年報の性格として次の二点を指摘しておきたい。

第一に『東京開成学校年報』等の学校の年報は、『文部省年報』作成のための材料として作成されたことである。これは、明治六年十月十日付け達、明治八年一月十七日付け達が、『文部省年報』作成用の材料の差し出しを求めていることから明らかである。また、逆いえば、少なくとも『文部省年報』中の開成学校、東京開成学校、東京大学関係の部分は、それぞれの時期の学校が差出した年報に基いているわけである。本稿の冒頭で触れた利用に当つての難点の内の後者の方の①は、これで解消されることになる。

第二に『東京開成学校年報』等の年報は、『文部省年報』作成用の材料を、学校の側の独自の判断で、年報という形態とし、かつ内容

表2 開成学校系年報の内容について

| | 文書の日付 | 内 容 |
|------|-----------|---|
| 第一年報 | 6年10月10日 | 創立以来の沿革 教員生徒の人員学科等級等 |
| | 6年12月13日 | 沿革は医学校沿革の体裁に基くこと。 |
| 第二年報 | 8年1月17日 | 沿革及び処務を、指定の箇条に従って取り調べること。 |
| 第三年報 | 8年12月15日 | 処務の功程及び生徒教員職員諸履歴費出納書籍器械等明細表 |
| | 9年5月22日 | 一層綿密にするため、外国教授から「レポート」を出させ、また器械之箇数等精密に取り調べる。(東京開成学校から文部省学務課長への申進) |
| 第四年報 | | |
| 第五年報 | | |
| 第六年報 | | |
| 第七年報 | | |
| 第八年報 | 13年12月24日 | 書籍増減表を、*冊数調査から部数調査に切換える。 |
| 第一年報 | 15年3月6日 | 四学部年報を合せ大学年報とする。 |
| 第二年報 | | |
| 第三年報 | 17年4月16日 | 天象台観測方と気象台観測方に対して本部への年報開申を命ずる。 |
| 第四年報 | 17年12月9日 | 掲載の図書器品増減表における各学部の区別を廃止。 |
| 第五年報 | | |

*例え上中下に分冊された図書の場合、冊数は3、部数は1となる。

を充実させて差出したものだということである。このことは、前出の明治八年一月十七日付け達と明治九年五月二十日付けの文部省宛て公文書から知ることが出来る。すなわち、前者は『文部省年報』作成用の材料として沿革及び処務を取り調べて差出すことを求めただけで、年報という独立した形態を東京開成学校に求めていない。また、後者には、東京開成学校の判断で、内容を前年よりも綿密にして、かつ外国人教師の「レポート」(申報と訳される)を掲載する」ととしたことが述べられている。

なお、本稿の冒頭で触れた利用に当つての難点の内の後者の方の③の例として掲げた外国人教師申報の性格については、なお十分判明したとは言い難いが、右の事から、学校の方の判断で作成することとし、日本人によって翻訳されたものを掲載したことまでは、明らかになつたと言える。

(イ) 対象とする期間及び統計的調査日に関するもの

主要な資料は表3のとおりである。大きく見ると、最初の年報のみ現状調査で、次に暦年調査となり、更に、暦年から学年への調査に変え、その後、暦年の調査に戻るという展開をたどっている。期間も調査日も、学校の意向と関わりなく文部省により決められた場合と、学校と文部省との文書往復の過程で文部省により決められた場合と、学内限りで決められた場合とがあつた。

この間の文部省による主要な例規は五つある。一つ目は、学校の意向とは関わりなく伝えられた明治八年一月十七日付けの達で、これにより、統計調査日が暦年末の十二月末とされた。二つ目は、同

表3 調査対象期間、調査期日

| | 文書の日付 | 調査対象期間、調査期日 |
|------|------------------|--|
| 第一年報 | 6年10月10日 | 創立以来の沿革 教員生徒の人員学科等級等は現在数 |
| 第二年報 | 8年1月17日 | 明治7年中の沿革及び処務。吏員、内外教員、生徒は12月の現数 |
| 第三年報 | 8年12月15日 | 明治8年中の処務の功程 生徒教員職員諸雇学費出納書籍器械等については12月末の調べ |
| 第四年報 | 9年8月11日 | 1月から8月まで編成 |
| 第五年報 | 同上 | 学年により編成 |
| 第六年報 | | |
| 第七年報 | 13年11月 | 生徒人員の調査を7月10日付け(学年末)に改める。(従前は8月末調べ) |
| 第八年報 | | |
| 第一年報 | 15年5月27日 | 大学処務概旨及び経費金弁書記等の大学全体に関するものは暦年に拠り編成、単に各学部に関する教員生徒等の事項は各学年に拠り編成 |
| 第二年報 | | |
| 第三年報 | 16年12月3日 (2件) | 教員学生生徒書籍器械等は、暦年末の現在数。但し、この1年に限り学年末の調査に係る現在数も掲載。この結果、学部も原則暦年編成へ。 |
| | 17年3月10日 | 法理文学部、豫備門本翼の7月11日より9月10日を後学年の始めに含めることに改める。(明治15年7月11日から16年7月10日迄を大学紀元第七学年と看做すように改める。従来は8月31日と9月1日で分けた) |
| | 17年4月16日 | 天象台観測方及び気象台観測方の年報の期間は、1月から12月にかけて。 |
| 第四年報 | 17年12月9日 | 図書課と器品課から本部へ差出す図書器品増減表は暦年末の調査表のみとする。(従来は、学年末の調査表も作成していた) |
| 第五年報 | | |

様に伝えられた明治九年八月十一日の達で、これにより、明治九年九月分より学年編成で作成し、現在数は八月末調べとすることとなつた。従前の第二年報、第三年報は、暦年編成で作成していたので、明治九年分のみ一月から八月までで作成することとなつた。三つ目は明治十三年十一月付けの往復文書回答で、これにより、生徒人員の調査が、従前の八月末から、学年末の七月十日に切り換えられた。この変更は、従来の調査では実態把握上不都合だったため行われた。即ち、本稿の冒頭で、年報の利用にあたっての難点の後者の方の④として掲げたものに対応するもので、資料として利用する際に注意を要するものである。四つ目は明治十五(一八八二)年五月二十七日付けの往復文書回答で、これにより、大学処務概旨及び経費金ならびに書記等の大学全体に関するものは暦年に拠り、単に各学部に関する教員生徒等の事項は各学年に拠って差し支えないところされた。五つ目は文書往復を経て伝えられた明治十六(一八八三)年十二月三日付けの達で、これにより、各学部の事項も、教師申報を除き暦年編成、その現在数も暦年末となつた。ただし、この年については、同日付けの文部省報告局長からの通牒で従来通り学年末の調査も『東京大学年報』に掲載することが求められている。

学内で決定したもののとしては少なくとも、明治十七年三月十日付けのものをあげができる。法理文学部及び

豫備門本齋の学年終了後の七月十一日から九月十日を、後学年の始めに含めることとしたものである。従前は、八月三十一日までを前学年、九月一日以後を後学年に含めていたが、それは恐らくさきに触れた明治九年八月十一日付けの達が、明治九年分の第四年報を八月まで区切ったことによる副産物ではないか、と思われる。

以上のほか、明治十七年十二月九日付けの總理から図書課及び器品課へ宛てた達⁽¹³⁾が、調査期日に関わっている。達の内容は、図書器品増減表を曆年末の調査のみとし、学年末の調査を不要としたものである。これは、学年末の調査も継続することを求める明治十六年十一月三日付けの通牒が、その年限りのものであつたためである。

(ウ) 差出し期限と差出しに関するもの

主要な資料は表4のとおりである。規定の方では、毎年の差出し期限の規定として定められたのは、明治十年一月十五日付けの達と、明治十六年十二月三日付けの達である。実際の差出し日を見ると、かなり遅れがひどく、期限を八ヶ月程遅れている例も見られる。なお、副本の差出しは、明治九年十一月七日付けの文書により、第三年報から例規化されたらしい。

(エ) 年報の印刷の許可に関するもの

主要な資料は表5のとおりである。これらは『東京開成学校第一年報』から『東京大学第三年報』までの印刷本と対応している。なお、東京開成学校の第二年報、第三年報は、印刷には経伺を必要とするなどを定めた明治九年十二月十六日付け文部大輔代理からの達の前に印刷に取り掛かっており、伺いを経ずに印刷されている。達

表4 年報の差出期限と実際の差出日
(医学部系年報を除く)

| 対象年報 | 差出期限 | 期限を定めた文書の日付 | 差出した日付 | 緒言の日付 |
|------|--|--|----------------------------|------------|
| 第一年報 | 至急 | 6年10月10日 | 6年12月23日(沿革) | |
| 第二年報 | 8年2月中 | 8年1月17日 | 8年4月2日 | 8年4月 |
| 第三年報 | 9年3月中 | 8年12月15日 | 未詳 | 9年3月 |
| 第四年報 | 早々 | 10年2月15日 | 10年8月24日(正副) | 9年12月 |
| 第五年報 | 10年12月限 | 同上 | 11年2月25日(正本)、 3月19日(副本) | 10年12月 |
| 第六年報 | 11年12月限 | 同上 | 11年12月(実際は12年5月26日か) | 11年12月 |
| 第七年報 | 12年12月限 | 同上 | 未詳 | 12年12月 |
| 第八年報 | 13年12月限 | 同上 | 14年8月29日(正副) | 14年9月7日 |
| 第一年報 | 三学部 15年4月中 医学部 15年6月中 四学部 15年6月中 | 三学部 15年1月19日 医学部 15年2月7日 四学部 15年3月6日 | 15年7月17日(正本)、 8月12日(副本) | 15年7月18日 |
| 第二年報 | 医学部学年開始から 120日間 | 15年3月6日 | 16年7月14日(正本) | 16年7月 |
| 第三年報 | 17年3月限 | 16年12月3日 | 未詳 | 17年7月(16日) |
| 第四年報 | 未詳 | 未詳 | 未詳 | 18年(9月) |
| 第五年報 | 未詳 | 未詳 | 未詳 | 19年8月 |

()内の月日は、東京大学の年報に記入がなく、『文部省年報』掲載のものから補ったもの

による規定の方が遅れてしまったのは、文部省の側で、印刷されることを想定していなかつたためかもしれない。

「東大百年史編集室通信」以来、『開成学校第一年報』は印刷されなかつたと推定されていたが、この表には現れてこない明治十三年一月五日付けと同月七日付けの文書、及び明治十五年六月二日付けと同月五日付けの文書が、推定の正しかつたことを裏付けている。また、後の二つの文書の方は東京医学校の第一年報から第三年報までが印刷されなかつたことも示しており、曖昧なままに残されていた初期の印刷状況が公文書レベルで確認されたといえる。

表5 印刷の伺と許可

(医学部年報を除く)

| 対象年報 | 伺日付 | 許可日付 | 備考 |
|--------------|-----------|----------|--|
| 第一年報 | | | 印刷せず |
| 第二年報 第三年報 | | | 9年12月16日付けの印刷許可の規定の達に印刷にかかり、いざれも9年12月22日上申 |
| 第四年報 第五年報 | 11年3月19日 | 11年4月15日 | |
| 第六年報 | 12年6月7日 | 12年8月9日 | |
| 第七年報 | 13年11月25日 | 14年2月5日 | |
| 第八年報 | 14年9月9日 | 15年1月12日 | |
| 第一年報 | 15年11月22日 | 16年2月20日 | |
| 第二年報 | 16年12月28日 | 17年1月31日 | |
| 第三年報 | 18年3月2日 | 18年3月24日 | |
| 第四年報 | | | 印刷せず |
| 第五年報 | | | 印刷せず |

一方、『東京大学第四年報』以後が印刷されていないことについては、それを確認する公文書は見つかっていない。しかし、第四年報が実際に印刷されていた場合、印刷の伺い出が、恐らく明治十九年の帝国大学誕生以降のことから見て、帝国大学となつた際に年報の印刷が廃止された、と考えるのが蓋然性が高いであろう。

(オ) 印刷本の納本配付に関するもの

印刷本の納本配付に関する主要な資料は表6のとおりである。年報の印刷本は、規則や一覧書などの他の学内の印刷物と規定上で同様に扱われている。次第に納本部数、配付部数が増加していく様子が示されているほか、天皇、皇后への納本が始ままり、保管する図書館も東京書籍館のほか、太政官文庫が加わったことが示される。

(カ) 正誤に関するもの

正誤に関する資料も数多く、詳細に涉っている。例えば、明治九年十一月二十一日の東京開成学校から文部省報告課への文書には、印刷の際にさらに訂正を加えたことが書かれている。以後も印刷の際に訂正が加えられることが一般的なので、印刷本に掲載されるいる資料は非常に信頼性が高いものと言え、本稿の冒頭で触れた利用に当つての難点の内の後者の方の②についても、そのように考えてよいことになる。

(キ) 学内部局の年報に関するもの

この時期の学内部局の年報に関する公文書には二つの次元のものがみられ、年報の作成の方式を物語つている。

表6 印刷本納本の日付と関連の例規

(医学部年報を除く)

| | 納本の日付 | 例規を定めた文書の日付 | 配付先と配付数 |
|--------------|----------------|------------------|---|
| 第一年報 | | | |
| 第二年報 第三年報 | 9年12月22日 | 7年10月15日 | 教則学則舍則等を印刷した場合は10部ずつ文部省へ差出すこと。またこれまで印刷したものも差出していない場合は同様。 |
| | | 9年2月14日 | 直轄諸学校で編纂した図書及び教則校則等を印刷した場合は今後1部ずつ東京書籍館へ廻付すること。 |
| | | 9年8月22日 | 経験して印刷した規則或いは一覧書等の類は、今後、各院省等各庁衙ならびに官立学校等へ学校から1、2部ずつ配付すること。 |
| 第四年報 第五年報 | 11年6月1日、4日、24日 | 10年2月15日 | 官院省使等へは文部省より配付することとし、10部のほかさらに11部ずつ文部省へ差出すこと。 |
| | | 11年6月18日 | 天皇、皇后へ1部ずつ進呈、また大臣、参議へ1部ずつ贈付するので、今後印刷刊行の場合は別に文部省へ該部数を差出すこと。 |
| 第六年報 | 12年10月11日、13日 | 12年10月30日、11月11日 | 今後、教則規則一覧等を印刷刊行のたびごとに、各所へ配付の分と学務課備えの分とを併せて40部ずつ文部省へ差出すこと。 |
| 第七年報 | 14年4月20日、5月24日 | | |
| 第八年報 | 15年4月20日 | | |
| 第一年報 | 16年9月14日、16日 | 15年7月14日 | 年報一覧及び諸規則類を諸向へ配付するため、今後印刷の都度90部ずつ差出すこと。 |
| 第二年報 | 未詳 | 17年2月28日 | 出版した図書は内務省図書局へ納本すること。 |
| 第三年報 | 未詳 | 17年10月31日 | 太政官文庫への蒐集限外のものを事務上参考として文庫へ蒐集保存することになるので1部ずつ文部省庶務局を経て納本すること。 |
| 第四年報 | | | |
| 第五年報 | | | |

一つは医学部年報に関する次元の公文書で、医学部と法理文学部の年報作成が、当初、相互に全く独立して行われ、四学部を統一した年報が作成されるようになるまで続いていたことが読み取れる。これは、当時、東京大学という名称は共通であっても、実質は全く独立した組織を持っていた両者の関係が反映している。しかしながら、明治十四年六月の「東京大学職制」制定により、医学部と法理文学部の組織が統合されて以降は、明治十五年二月二十八日及び三月一日の文書が示しているように、納本・配付に関しては大学本部が行うようになっている。もう一つは、豫備門本饗や天象台觀測方、氣象台觀測方など、法理文学部又は全学の下位に置かれた部局からの年報（豫備門本饗の場合、申報といっている）に関する次元の公文書で、明治十一（一八七九）年二月十二日付け文書、また明治十七年四月十六日付けの文書（学内の達の稟議書）が該当する。これらの年報は、「東京大学法理文学部年報」「東京大学年報」を構成する材料となるものである。

翻刻資料の範囲

翻刻した資料は、東京大学庶務部の所蔵する公文書の内、「文部省往復」「文部省上申」等を含む)「文部省准允」「検印録」「校内往復」に綴じこまれている文部省と

の往復文書、又は学内での往復文書、及び開成学校・法理文学部系の年報の巻頭に掲げられている学校の長から文部省の長宛てた文章である。前者は、現在筆者が見出した、年報に直接関わる全ての文書を掲載した。また、後者については、標題がないため、ここでは便宜上「緒言」と呼ぶことにした。なお、文部省を除く学外との往復文書の綴りに「諸向往復」^{（よむわく）}があり、明治一（一八六九）年以降ほぼ毎年の簿冊が残っていて時期的に重なっているが、現段階では筆者の調査が及んでいない。

- 『文部省准允』は、簿冊としては明治十一～十四年、十六～十九年のものが残っているが、その他に、『文部省往復』中に明治四～十一年、十五年のものが含まれており、全て現存している。但し、明治十五年の准允を含んでいる『文部省往復』甲は、前述のように原議の簿冊が欠けており、写しの簿冊である。
- 『檢印錄』は明治十八（一八八五）年のものと十九年の人事関係のものが現存しているが、年報関係のものは含まれていない。
- 右のようにいくつか欠本があつたが、それほど多くないため、公

文書でたどれるレベルの沿革はほとんど示されていると思われる。なお、明治十九年以降、文部省により何度か年報としての記載事項が定められ、その過程で、それまで年報とは別個に行われていた調査が包含されていくことになるが、それらの翻刻は別の機会に譲ることとした。例えば、翻刻した明治八年七月四日付けの達に「生徒入学退学増減及試業等」という語が見えるが、それは変遷を経た後、やがて、明治三十一年十月に「(何) 年報取調条項及諸表様式」が定められた際に吸収されたとみなせる。しかし、ここでは帝国大學誕生以前の年報に関わりのある文書に限って翻刻した。

後者について述べておくと、明治二十（一八八七）年までの時期の残存状況は次のとおりである。

- 文部省との往復文書綴りである『文部省往復』等は、明治四（一八七一）年～二十年の全簿冊が現存している。但し、明治十五年甲の原議の簿冊が欠けており、原議簿冊の写しのみが残っている。この写しには、稟議の検印、受領の際の検印、供閲の検印は記録されていらない。

● 部局との往復文書綴りとしては明治十三年の『豫備門往復』、十三年、十五年と十七年の『校中往復』、及び明治十九年の『各分科大学往復』が現存している。但し、明治十三年の『校中往復』は現在所在不明のため、この資料紹介にあたっては調査していない。

謝
緒

資料の判読に当つて、東京大学大学院人文科学研究科博士課程の田浦雅徳氏の協力を得、また本資料の探索にあつて東京大学史史料室室員の鈴木敏行事務官（庶務部庶務課広報掛）から多大の便宜

をはかっていた。誌上を借りて厚くお礼申し上げる。

付記

本研究は、平成元年から平成三年にかけて一年間にわたって財團法人三菱財團から助成を受けた「近代日本の高等専門教育、及び学術形成に果したお雇い外国人の役割に関する総合的研究——外国人教師の「申報」の収集、ならびに伝記的研究を通して——」（代表研究者東京大学教育学部教授〔当時〕寺崎昌男）の成果の一部である。

註

- (1) 明治十年四月から明治十九年一月にかけて存在した東京大学を、現在の東京大学と区別してこのでは旧東京大学とした。
 - (2) 磯野直秀「明治の動物学」〔書きたいテーマ・出したい本〕『出版ニュース』一九八八年五月上旬号、一九頁
 - (3) 例えば、国立教育研究所（編刊）『日本近代教育百年史3』〔学校教育①〕（一九七四年）の第二編「創始期」第三章「高等教育」での「注」（八七四一八五二頁）を見ると、『東京大学第一年報』（対象期間については表1参照）は、独立した印刷本を利用しているのに対して、東京開成学校年報と東京大学法理文学部年報の方は、独立した印刷本があるにも拘らず、『文部省第三年報』『文部省第四年報』『文部省第五年報』に掲載されたものを利用している。後者は印刷本を資料として利用できなかつたためであろうか。
 - (4) 例えば、国立教育研究所（編刊）前掲(3)、八二〇一八一一頁に、『東京大学第一年報』から八八一九二頁所載の「機械工学教師ユウキング申
- (5) 「東京大学年報」について (1)～(4) 「東大百年史編纂室通信No.5～8」『学内広報』三三五号六頁（一九七六年七月十二日）、三四〇号六頁（一九七六年十月四日）、三四五号二頁（一九七六年十一月八日）、三五〇号七頁（一九七六年十二月十三日）。引用にあたつて一部修正を加えた。
 - (6) 『明治初期教育関係基本資料其之三』〔近代日本学芸資料叢書第四輯〕一九八一年、湖北社
 - (7) 『覆刻札幌農業年報』（全）一冊、及び『解説・目次』一九七六年、北海道大学図書刊行会
 - (8) 井上知則「愛知（県）医学校・病院刊『院校報告』についての若干の考察——『学校・實類』の史料価値検討の一助として——」『名古屋大学史紀要』第二号、一九九一年、一二一～一五三頁
 - (9) 国立国会図書館支部上野図書館（編）『帝国図書館年報』一九七四年、国立国会図書館
 - (10) 同右、「凡例」ii～iii
 - (11) 「明治十二年文部省専門學務局『東京大学医学部書類』について」〔東大百年史編纂室通信No.34〕『学内広報』四九〇号一五頁、一九八〇年六月三〇日
 - (12) 違は、東京大学の学内における命令の伝達、規則の公布・伝達等の役割をになつ一つのシステムであった。筆者は、現在、違の機能を調査し、『東京大学史史料室ニュース』に連載している。一九九二年末現在のところ掲載号は、第六十九号（一九九一年三月三十日、十一月二十日、一九九二年三月三十一日、十一月二十日）である。

報」が引用され、また、守屋毅（編）『共同研究モースと日本』（一九八八年、小学館）四九五～四九九頁に、『東京大学法理文学部第六年報』から六四一七七頁所載の「動物学教授エドワルド・エス・モールス氏申報」が資料として転載されている。

一 資 料

年報別資料索引

資料は、末尾に掲げた補遺を除き、すべて年月日順で排列してあるので、ここには、年報毎の関連資料をまとめた索引を掲げる。

資料は、(一)開成学校・法理文学部系、(二)医学校・医学部系、(三)東京大学の順に並び、最後に(四)その他ものを探した。それについて、概ね内容を次の六つに分類した。(1)差出要求・体裁・内容・期限、(2)差出・遅延・督促、(3)正誤修正・内容問合せ、(4)印刷・配付、(5)学内(校内)往復、(6)年報の巻頭に付されている緒言(但し、医学部系は掲げない)。

提出するものは△を附した。それぞれの資料の日付を掲げ、差出人と宛て先を矢印の向きで示した。准允の場合は、その旨記した。△は文部省と大学(学校)の間の往復で、矢印の上が文部省側、下が学校側であり、△は大学内の往復で、矢印の上が大学本部、下が部局である。資料十一・四で東京大学総理を△でくくったのは、資料内に明記されていないためである。

資料の内、例規として機能したものについては、◆を附し、最初に効力の及んだ年報のところに掲げた。

| | |
|---------------------------------|-------------------------------|
| 資料 一・一 (明治6年10月13日) <田中不二麿↑伴正順> | △資料 八・二 (明治13年1月7日) <庶務課↑三学部> |
| 資料 一・三 (明治6年12月13日) <報告課→開成学校> | ⑥緒言 |
| 資料 一・四 (明治6年12月15日) <報告課↑開成学校> | 資料 三・三 (明治8年4月) <文部大輔 |
| ②差出・遅延・督促 | ↑学校長心得・学校事 |

資料 一・五 (明治6年12月23日) <文部少輔↑伴・島山>

④印刷・配付

△資料 八・一 (明治13年1月5日) <庶務課→三学部>

①差出要求・体裁・内容・期限

△資料 八・二 (明治13年1月7日) <庶務課→三学部>

②差出・遅延・督促

△資料 十・十六 (明治15年6月2日) <庶務局長→東京大学総理>

資料 三・五 (明治8年12月15日) <文部大輔→東京開成学校>

③正誤修正・内容問合せ

△資料 三・一 (明治8年1月17日) <文部大輔→東京開成学校>

資料 四・九 (明治9年11月7日) <報告課→東京開成学校>

△資料 三・四 (明治8年7月4日) <文部大輔→東京開成学校>

資料 四・十 (明治9年11月8日) <報告課→東京開成学校>

△資料 三・二 (明治8年4月2日) <文部省→東京開成学校>

資料 四・十三 (明治9年12月22日) <報告課→東京開成学校>

④印刷・配付

△資料 三・三 (明治8年1月5日) <文部大輔→東京開成学校>

資料 四・十一 (明治9年12月22日) <報告課→東京開成学校>

③正誤修正・内容問合せ

△資料 三・四 (明治8年7月4日) <文部大輔→東京開成学校>

資料 四・十二 (明治9年12月22日) <文部大輔→東京開成学校>

④印刷・配付

△資料 二・一 (明治7年10月15日) <文部大輔→東京開成学校>

資料 四・二 (明治9年3月) <文部大輔→学校長代理>

△資料 四・一 (明治9年2月14日) <文部大輔→直轄諸学校>

①差出要求・体裁・内容・期限

△資料 四・七 (明治9年8月22日) <学務課長→東京開成学校>

△資料 四・八 (明治9年8月23日) <学務課長↑学校長補>

(一) 開成学校・法理文学部系

開成学校第一年報関係

①差出要求・体裁・内容・期限

資料 一・一 (明治6年10月10日) △三等出仕→開成学校

資料 一・二 (明治6年10月10日) △三等出仕→開成学校

②差出・選延・督促

資料 五・一 (明治10年2月15日) 〈文部大輔→直轄学校〉

資料 六・五 (明治11年3月26日) 〈報告課→三学部〉

資料 六・六 (明治11年4月15日) 〈文部大輔による准允〉

資料 六・八 (明治11年8月1日) 〈報告課→三学部〉

資料 六・九 (明治11年6月4日) 〈報告課→三学部〉

資料 六・十二 (明治11年6月5日) 〈報告課長→三学部〉

資料 七・二 (明治12年2月27日) 〈内記所→三学部〉

資料 七・三 (明治12年6月7日) 〈文部大輔→三学部総理〉

資料 七・六 (明治12年8月9日) 〈文部大輔による准允〉

資料 七・七 (明治12年10月11日) 〈報告課→三学部〉

資料 七・八 (明治12年10月11日) 〈報告課→三学部〉

資料 七・九 (明治12年10月13日) 〈報告課→三学部記録掛〉

資料 七・十 (明治12年10月13日) 〈報告課→三学部記録掛〉

資料 七・十二 (明治12年10月30日) 〈学務課長→三学部総理〉

資料 七・十三 (明治12年11月1日) 〈学務課長→三学部総理〉

資料 七・十六 (明治12年11月11日) 〈学務課長→三学部総理〉

資料 八・一 (明治13年1月5日) 〈庶務課→三学部〉

資料 八・二 (明治13年1月7日) 〈庶務課→三学部〉

資料 八・五 (明治13年4月2日) 〈官立学務局長→三学部総理〉

③正誤修正・内容問合せ

資料 七・六 (明治12年8月9日) 〈文部大輔による准允〉

資料 七・八 (明治12年10月11日) 〈報告課→三学部〉

資料 七・十一 (明治12年10月28日) 〈報告課→三学部〉

資料 七・十四 (明治12年11月1日) 〈報告課→三学部〉

資料 七・十五 (明治12年12月8日) 〈報告課→三学部〉

資料 七・二 (明治12年2月27日) 〈内記所→三学部〉

資料 七・三 (明治12年6月7日) 〈文部大輔→三学部総理〉

資料 七・六 (明治12年8月9日) 〈文部大輔による准允〉

資料 七・七 (明治12年10月11日) 〈報告課→三学部〉

資料 七・八 (明治12年10月11日) 〈報告課→三学部〉

資料 七・九 (明治12年10月13日) 〈報告課→三学部記録掛〉

資料 七・十 (明治12年10月13日) 〈報告課→三学部記録掛〉

資料 七・十二 (明治12年10月30日) 〈学務課長→三学部総理〉

資料 七・十三 (明治12年11月1日) 〈学務課長→三学部総理〉

資料 七・十六 (明治12年11月11日) 〈学務課長→三学部総理〉

資料 八・一 (明治13年1月5日) 〈庶務課→三学部〉

資料 八・二 (明治13年1月7日) 〈庶務課→三学部〉

資料 八・五 (明治13年4月2日) 〈官立学務局長→三学部総理〉

東京大学法理文三学部第五年報関係

①差出要求・体裁・内容・期限

②差出・選延・督促

資料 五・七 (明治10年12月28日) 〈文部少輔→三学部総理〉

資料 六・一 (明治11年1月31日) 〈文部省→三学部〉

資料 六・二 (明治11年2月25日) 〈学務課長→三学部〉

資料 六・三 (明治11年3月19日) 〈報告課→三学部〉

東京大学法理文学部第六年報関係

①差出要求・体裁・内容・期限

②差出・選延・督促

資料 六・十五 (明治11年12月) 〈文部大輔→三学部総理〉

資料 七・四 (明治12年6月23日) 〈報告課→三学部〉

資料 七・五 (明治12年6月23日) 〈報告課→三学部〉

東京大学法理文学部第七年報関係

①差出要求・体裁・内容・期限

②差出・選延・督促

資料 六・一 (明治12年2月1日) 〈三学部総理→豫備門主幹〉

凡例

- 1 冊子、簿冊等の名称は「」で囲んだ。
- 2 原文書中の各頁、各丁に記されている頁、丁の数字「」で用いた。その区別は次の通り。
〔〕：文書中に筆墨、又は朱により加筆された部分。
〔〕：文書中に筆墨による指示の場合は、移される部分を～～（筆墨による指示の場合）又は《》（朱による指示の場合）で消し、その部分を移された先に～～でくくって挿入した。
- 3 漢字は原意を損わない限り、人名も含め常用漢字体のあるものは常用漢字体に改めた。署は略、書は崎、鑑は鑑のよう改めた。判読できない箇所は、一字当り一個の□で示した。裁断のため、文字数が確認できない場合は、〔〕で示した。
- 4 翻刻にあたっては、なるべく原文の文字排列を活かすように努めたが、起案、併闡等の検印の排列は、別途に整理して掲げた。
- 5 朱記部分は、太字で掲げた。また、削除されている部分は、朱による部分を＝で、筆墨による部分を—で示した。この翻刻文書では、朱で削除された部分には朱で加筆されているが、筆墨で削除された部分には朱で加筆されている場合もある。行間への書き込みは、後から書き足されたと判断した場合が多い。
- 6 原文中には、紙を貼って訂正した部分がみられる。それについては、訂正前のものは起さないが、○を傍点した。また、紙面を削って削除し、修正してある部分も見られるが、それについては記しを付けなかった。

- 7 文書に挿入された部分を示すために「」、「」、「」を用いた。その区別は次の通り。
〔〕：解題者による簡単な註記。はつきりと判読できないものには「カ」と傍註し、文字が、本来記入される筈のものと異なる場合には「ママ」と傍註した。
- 8 資料番号の次に、出典を掲げた。番号は、現在、簿冊に付けられている庶務部による番号である。「文部省准允」『校中往復』などの簿冊は、数年分が一冊に綴じられ、それぞれの年で丁番号が独立して振られている場合がある。混乱をさけるため、ここではその内の当該資料の含まれている年のみを掲げた。掲げた丁番号は、資料の冒頭の丁番号である。実際には数丁に及ぶている場合もある。
- 9 ○の下に、次のような文書の種類を示した。
 - 発信文書（控え）
 - 発信文書（稟議書）
 - 発信文書（下書き）
 - 発信文書（普通紙）
 - 受領文書（准允つき返書）
 - 受領文書（准允つき返書の写し）
 - 受領文書（回達写し）
 - 受領文書（学内決定）
 - 達（稟議書）
 - 緒言
- 10 ○の下に、次のように文書の色と文字を示した。色は、外部からの受領文書は茶色のみであるが、発信文書の方は茶色と青色に二分できる。青色のものは、明治十一年から使われるようになり、以後は、茶色が確定したものと記したのに對して、青色は稟議・下書きに用いられた。青色紙には通常の大きさと小型のものがあり、時期によりいずれか一方を使っているとみられる。文字は「」でくくって示した。／は改行、／／は段がわることを示した。例えば「東京大学／法学院／理学部／文学部」は東京大学／法学院／理学部／文学部となる。

- 11 発信文書及び達については、書面上の情報を次のように整理して掲げた。
 - ①文書番号。但し、稟議書の場合、文書番号は後から記入され、記入される場所が一定していないので、文面上に現れる場合は、その場所に「番号①記入あり」と記した。
 - ②稟議の際の役職と検印。野線外に書かれているも

文部省三等出仕

正五位田中不二麿

の下に掲げた。

のについては、「」内に示した。検印の印、花押は、文書上に示されている順に従った。右上が役職の最上位で、同等のものが、同じ高さで左側に並んで行き、下位に下がると段が改まるようになっている。それを示すため、同等のもので左に移つて行く際に／を入れ、下位の組織へ段が変る際／／／を入れた。

③実際に外部へ送達され、又は達せられたかを記載した「送達済」等の情報。

④その他、記載、添付されている情報

12 受領文書については、発信者側で記載した情報を▽の下に、受信者側で記載した情報を▽の下に掲げた。

▼の情報については、さらに次のように整理して掲げた。

資料一 明治六年

翻刻資料

資料一・一

「文部省往復」明治六年丁 A8 五三六一

◎受領文書（「文部省」茶色紙）

十五三六丁は一ヶ所にあるが、本資料はその前者。

田中不一麿殿

13 受領文書に押されている印と割り印の文字を、△の下の【】内に掲げた。

14 本文中に書かれた部分に註記する場合、*を傍点として付し、別途に*の下に説明を付した。

15 関連文書、またその他、註記の必要がある場合、+

16 印、圓、割り印の文字は【】内に示した。朱印は太字とし、改行のある場合、／により示した。但し、外山正一の印の文字は円形に排列されているので、／を入れなかつた。

17 花押は【花押（人名）】又は【花押（未判読）】のようにした。朱記の場合、太字とした。

資料一・二

◎發信文書（控え）（「第一大／学区／／開成学校」茶色紙）

資料一・三

「文部省往復」明治六年丙 A7 七九七丁

資料一・四

◎受領文書（「文部省」茶色紙）

資料一・五

追テ年報編成取調中ニ付遲延無之開申可致事

當校創立以來之沿革及ヒ現今教員生徒之人員学科等級等取調至急開申可致段御達之趣承知仕候右創立以來沿革取調之儀者去ル辛未年御改革之節當校俗務局人員過半本省詰相成候砌辛未七月以前之書類總テ携行候ニ付當校所有之書類者其後之分ノミニ有之候間何分其以前之儀者詳細取調届兼候ニ付右改革後より本日ニ至リ候迄之沿革取調差出可申存候ニ付右ニて宜敷候哉此段御伺申候間至急御指揮有之度候也

明治六年十月十三日

伴 正順

第一大学区

開成学校

資料一・一

「文部省往復」明治六年丙 A7 七九七丁

資料一・二

◎受領文書（「文部省」茶色紙）

資料一・三

明細取調（至急）開申可致此段相違候也

資料一・四

明治六年十月丁〔十〕日

今般年報編輯相成候ニ付テハ本省直轄之学校創建已來之

沿革入用二候間御校維新以降之沿革別冊医学校沿革之体

裁ニ基キ至急御認有之度此段申進候也

十一月十三日

本省
報告課

開成学校

御中

資料一・四

「文部省往復」明治六年丙 A7 七九八丁

◎発信文書(控え)〔第一大／学区／／開成学校〕茶色

野紙)

①無番号

◎発信文書(控え)〔第一大／学区／／開成学校〕茶色
野紙)

①無番号

東京開成学校
各校ニ於テ教則學則舍則等上木候節ハ拾部ツ、可差出此
段相違候也

但是迄上木ノモノニテ本文部數不差出分ハ早々可差出

當校創業以降屢改革アルヲ以テ旧記散佚已ニ辛未年間御
改革之節書類概略本省へ移シ候ニ付多クハ断簡零冊ニ而
徵考シ難ク候得共再心取調之儀御申越ニ付残遺之書ニ就
き彼此斟酌或は口碑ニヨリ之ヲ校訂シ漸ク編成致シ候事

故缺略許多可有之存候條尚於本省旧記ニヨリ御補缺相成

度仍而戊辰以降当日ニ至リ沿革之概略記載シ差出候間御

落手之上可然御取計有之度候也

資料三・明治八年

明治七年十月十五日 文部大輔田中不二麿

開成学校

伴 正順

「文部省往復」明治八年甲 A12 七二丁

島山義成

◎受領文書(文部省)茶色野紙)

資料三・一

「文部省往復」明治八年甲 A12 七二丁

◎受領文書(文部省)茶色野紙)

東京開成学校
年報編製ニ付其校昨明治七年中之沿革及処務左ニ開列候
箇条精細取調來二月中可差出此段相違候也

資料二・一

明治八年一月十七日 文部大輔田中不二麿

開成学校

「文部省往復」明治七年甲 A9 三六八丁

◎受領文書(文部省)茶色野紙)

†右欄外下部に「十ノ百三十一号」の書き込み。文部省
側によるものか、東京開成学校側によるものか不明。

箇条

校中ノ沿革

諸規制創定及改定

生徒試験ノ方法及進歩ノ概略

資料一・五

報告課

御中

「文部省往復」明治六年乙 A6 四三〇丁

資料一・五

本省

将来學術進歩ニ付須要ノ件

資料三・三
諸統計

吏員

但諸族官等ヲ區別スヘシ

内外教員

但学科等級外人ハ給料國名ヲ區別スヘシ

但学科等級外人ハ給料國名ヲ區別スヘシ

但学科等級外人ハ給料國名ヲ區別スヘシ

右十二月ノ現數ヲ記載スヘシ

生徒一歳中進退ノ数

校費出納

但總計内訳等ヲ記スヘシ

書籍器械

其他特別ノ件

資料三・二

「文部省往復」明治八年乙 A 13 八三丁

◎発信文書（控え）（「東京開成学校」茶色郵紙）

①申第四十八号

申第四十八号

本校明治七年、報別冊差出候也

明治八年四月一日

東京開成学校

本省御中

是レ畢竟政府教育保護ノ至厚ナルト校中ノ諸吏及外國教授能ク其職ヲ尽スト生徒ノ奮志勉學トニ因ル所ナリ該年十一月ノ末本校外國教授ノ全員二十人生徒ノ全數二百九十有一人学力未タ其選ニ當ルヲ得シテ入学ノ許可ヲ俟ツ者無慮數十百人夫レ本校ニ入学セント欲スルモノ如此ノ多キニ至ル者ハ則チ我國人民初テ専門学科ノ講究セサル可カラサルヲ知ルヲ以テナリ此他構内製作學教場ニ於

資料三・三
東京開成学校第二年報 卷頭

◎緒言

†年報差出しの文書は、資料三・一

義成等謹言ス凡ソ學問ハ身ヲ脩メ生ヲ衛リ智ヲ開クノ具ニシテ人ノ以テ人為ル所ヲ知ラント欲スル寔ニ是ヲ措ナ他ノ道ナキ也方今人智日ニ闊ケ月ニ進ミ人々漸ク學問ノ為サ、ル可ラサルヲ知ルニ至レリ是政府勸誘ノ厚キニ因ルト雖モ抑亦機運ノ然ラシムル所ナリ近日本校ノ規模稍立チ教養粗至リ授業ノ方法ヨリ生徒ノ進退其他庶務ニ至リ渾テ歐米ノ大學校ニ比スルモ大異アルナキニ至ルト雖尙専門學校ノ創立未タ久シカラサルト我國人民ノ知識未タ彼國人民ノ地位ニ至ラサルトニ因リ、義成等ノ希望スル處尚未タノ一二ヲ得ル能ハス然リト雖モ去歲中本校生徒ノ學業進歩ヲ察スルニ其本科ニ入り一科専門ノ學ニ從事スルモノ現ニ二十有四人ニ至レリ西學本邦ニ入りシ以還斯学ヲ專脩スルモノアルハ寒ニ之ヲ以テ嚆矢トス其他豫科生徒三百六十七人モ亦咸其學業駿々乎トシテ日ニ進ミ數月ヲ出テスシテ將ニ陸續本科ニ入ルモノアラントス

所ノモノナリ今明治七年々報ヲ呈進スルニ際シ併セテ将来ノ目途ヲ稟告ス該報記載スル所ハ本校ノ沿革諸規則ノ得ス是レ、義成等ノ寤寐思量シテ未タ曾テ暫クモ忘レサル改正生徒進歩ノ景況其他校内瑣事ニ至ルマテ諸件悉ク之ヲ詳具ス希クハ覽閲アランコヲ

明治八年四月
東京開成學校長心得
浜 尾 新

同 學校長

嵐 山 義 成

文部大輔田中不二麿殿

資料三・四

「文部省往復」明治八年甲 A 12 一五二丁

◎受領文書（「文部省」茶色郵紙）

▼②右欄外下部に「⑩【未判読】【花押（未判読）】

テ諸般ノ工職物品製造ヲ実地ニ就キ習学スル生徒亦四十人アリ是実ニ至運隆盛ノ徵ニシテ諸々國家ノ慶祥ト云ハサル可ケンヤ抑一學校ニシテ尚此ノ如シ況ヤ全國七大學区公私設立二十中學三十三外國語學校ニ於テモ其盛大ナル「想像スヘシ夫レ學政益盛大ナレハ資費亦隨テ繁シ故ニ爾後學校ヲ維持スルニ永遠不朽ノ資本金ヲ備ヘ水旱不虞ノ變アルモ依然トシテ教育ヲ廢弛スルナク倍學士ヲ陶成シ人材ヲ輩出セシメ以テ國家不時ノ需ニ供セント企望ス雖然此事タルヤ固ヨリ積ニ歲月ヲ以テセサレハ成シ得ヘキニ非ス又且此事ヲ深思スル者ノ一助ヲ仰カサルヲ

成シ人材ヲ輩出セシメ以テ國家不時ノ需ニ供セント企望ス雖然此事タルヤ固ヨリ積ニ歲月ヲ以テセサレハ成シ得ヘキニ非ス又且此事ヲ深思スル者ノ一助ヲ仰カサルヲ

成シ人材ヲ輩出セシメ以テ國家不時ノ需ニ供セント企

東京開成学校

◎受領文書（「文部省」茶色紙）

其校生徒入学退学増減及試業等半年分取締毎年四月十月
兩度ニ可届出旨昨年十二月中相達候處自今現費總額及

内外教員職員諸雇等相加へ各月末之調ヲ以テ明細表ヲ製
シ毎年兩度定期試業之後半期分ツ、取纏翌月中可差出此

段更ニ相達候也

但年報ハ此外ニ差出候儀ト可相心得候也

明治八年七月四日

文部大輔田中不二麿

資料三・五

『文部省往復』明治八年甲 A12 一九〇丁

◎受領文書（「文部省」茶色紙）

年報編製ニ付其校本年中処務之功程取調且生徒教員職員

諸雇學費出納書籍器械等本年十二月末之調ニ拵り明細表
ヲ製シ來明治九年三月中可差出此段相達候也

明治八年十一月十五日

文部大輔田中不二麿

東京開成学校

資料四・一

資料四・二

明治九年一月十四日

A15 一九丁

文部大輔田中不二麿

新説テ惟フニ國家ノ隆盛ナラシムヨリ急ナルハ無シ今ヤ我
衆募トニ原因セザル無シ故ニ人智ヲ開カント欲セハ普通
教育ヲ周徧ナラシムヨリ先ナルハ無シ学士ノ衆キヲ望
メハ専門教育ヲ隆盛ナラシムヨリ急ナルハ無シ今ヤ我
國奎運方ニ兆シ普通教育漸ク周徧ナランヲ期スルニ際シ
専門教育ヲシテ益隆盛ナラシムルヲ最急務トス然リ而テ
本校ノ如キハ現ニ専門教育ヲ負担シ諸学士ヲ陶冶スル所
ニシテ方今ニ在リテ最モ要且重トス故ニ文部省本校ニ付
スルニ巨万ノ金額ヲ以テス是以新等愈本校ノ旺盛ナラン
ヲ庶幾スト雖モ如何セン専門学科ノ創設未タ數年ナラス
本科生徒ノ員數未タ衆多ナラス之ニ加ルニ校制未タ全備
セザルニ因テ未タ其功ヲ奏スル能ハス然リト雖モ明治七
年中改定スル所ノ教制ヲ践行シ又更ニ漸次旧規ヲ釐正ス

客年々報本年三月中可差出候之処該年報者一昨年より一層
綿密ニ可致存候間外國教授モ「レポート」ヲ出サシメ
傳聞布オ皮証シ及器械之箇数等精密ニ取調可申ニ付今ヨ
リ一ヶ月ヲ経ルニアラサレハ報差出候ニより為念此段申

直轄諸學校於テ編纂之図書及教則校則等印刷候節ハ自今
一部ツ、東京書籍館へ廻付可致此旨相達候事

後本校ノ學歩驟々乎トシテ駐ラザル「今日ノ如クナラハ
數年ナラスシテ生徒陸續業ヲ卒リ以テ各般ノ需ニ応スル
ニ至ル亦遠キニ非ザルヲ信ス且新等期望スル所ノ大学ノ
規模速ニ確定シ専門諸科ヲ增設シ數百ノ生徒ヲ教育シ年
々數十ノ学士ヲ輩出スルニ至ラハ実ニ國家ノ裨益之ヨリ
大ナル無カラん冀クハ此報ニ就キ其梗概ヲ瞭鑑セン「ヲ

明治九年二月十四日

文部大輔田中不二麿

資料四・二

『東京開成学校第三年報』卷頭

◎緒言

↑年報差出しの文書は未発見

明治九年三月

東京開成学校長補浜尾 新
学校長補浜尾 新

資料四・三

『文部省往復』明治九年乙 A16 四三四

◎發信文書（稟議書）（「東京開成学校」茶色紙）

資料四・三

①開第百十三号
②長【花押（カガ）】／／書㊣【恭次】

大學年報の成立と展開

進置候也

九年五月廿二日

東京開成學校

開第百十七號

文部省學務課長
御中

資料四・四

「文部省往復」明治九年乙 A 16 六四三丁

◎受領文書（「文部省」茶色郵紙）

六四三丁は二つある。

資料四・四

本月廿二日附ヲ以貴校八年ゝ報之儀一昨年占猶一層綿密

ニ致し且器械之箇數等モ精細ニ取調候ニ付今より二ヶ月

ヲ經ニアラサレハ難差出旨御申出之處右ハ今迄延期二ヶ

月ニ至リ候テハ年報編製差候條精ミ御取調速ニ御差出

有之度此段及御照会候也

本省
報告課
御中

資料四・六

「文部省往復」明治九年甲 A 15 一〇二丁

◎受領文書（「文部省」茶色郵紙）

明治九年六月一日

文部省
報告課長

東京開成學校長
御中

直轄學校
東京開成學校御中
追而是返付無之候ハ、自今壱兩部ツ、御配付相成可然
存候且御回付相成候箇所書詳細御申越有之度候也

資料四・八

「文部省往復」明治九年乙 A 16 四〇二丁

◎發信文書（稟議書）（東京開成學校）茶色郵紙

①開第廿二〔百六〕十井〔九〕号
②長【花押〔瓦〕】／書印【恭次】

得候事

文部大輔田中不二麿代理

資料四・五

「文部省往復」明治九年乙 A 16 六四三丁

◎發信文書（控え）（東京開成學校）茶色郵紙

①開第百十七号

「文部省往復」明治九年乙 A 16 四〇一丁

◎受領文書（「文部省」茶色郵紙）

▼③上部欄外右に「回答済」の記入

學第千二百號

貴校ニ於テ經同印刷相成候規則或ハ一覽書等之類是迄各院省等各厅口（衙）并二官立學校等へ回付相成候哉否

御承知被成度且（是迄）回付無之候ハ、自今壱兩部ツ、配付相成可然云々御照会之趣致承知候右印刷書者是迄開板之都度本省直轄官立諸學校並書籍博物兩館者勿論三府

ヲ始メ「開拓使及」各県え者配付いたし置候得共諸省及

八年ゝ報之義去月廿二日付ヲ以テ延期之義上申いたし置候處本月一日付ヲ以テ延期二ヶ月ニ至リ候而者年報編製ニ差支候ニ付精ミ取調速ニ可差出段御照会之趣領承可成丈取急キ編成致し可差出候條此段及御回答置候也

九年六月三日

東京開成學校

文部省學務課長

資料四・四

「文部省往復」明治九年乙 A 16 六四三丁

◎受領文書（「文部省」茶色郵紙）

六四三丁は二つある。

資料四・四

本月廿二日附ヲ以貴校八年ゝ報之儀一昨年占猶一層綿密

ニ致し且器械之箇數等モ精細ニ取調候ニ付今より二ヶ月

ヲ經ニアラサレハ難差出旨御申出之處右ハ今迄延期二ヶ

月ニ至リ候テハ年報編製差候條精ミ御取調速ニ御差出

有之度此段及御照会候也

本省
報告課
御中

資料四・六

「文部省往復」明治九年甲 A 15 一〇二丁

◎受領文書（「文部省」茶色郵紙）

明治九年六月一日

文部省
報告課長

東京開成學校長
御中

直轄學校
東京開成學校御中
追而是返付無之候ハ、自今壱兩部ツ、御配付相成可然
存候且御回付相成候箇所書詳細御申越有之度候也

資料四・八

「文部省往復」明治九年乙 A 16 四〇二丁

◎發信文書（稟議書）（東京開成學校）茶色郵紙

①開第廿二〔百六〕十井〔九〕号
②長【花押〔瓦〕】／書印【恭次】

得候事

本校於テ経同印刷相成（候）規則或ハ一覽書等之類是迄各院省等各厅口（衙）并二官立學校等へ回付相成候哉否

御承知被成度且（是迄）回付無之候ハ、自今壱兩部ツ、配付相成可然云々御照会之趣致承知候右印刷書者是迄開

板之都度本省直轄官立諸學校並書籍博物兩館者勿論三府
ヲ始メ「開拓使及」各県え者配付いたし置候得共諸省及

各厅衛え者配付不致候事ニ有之尤〔印刷之内〕木材試験

表者營繕寮博物館□製作寮勤業寮駅通寮大坂造幣寮等え

者贈付候義ニ有之候仍テ此段及御回答候也

九年八月廿三日

東京開成學校長補

文部省

學務課長

御中

再伸爾來印刷相成候分ハ各院省始メ各厅衛え配付可致候也

資料四・九
「文部省往復」明治九年乙 A16 六六一丁

◎受領文書（「文部省」茶色墨紙）

▼③上部欄外右に「回答済」の記入

報第五百三十四号

今般御差出相成候御校第三年報中藏書増減表器械雜形博

物用見本類一覽表製作工場造品表並ニ出納表中補助金

支払之部生徒費之小計及外国人諸費小計共朱書附箋之廉

、計數不相合隨子總計之高及其内訛補助金常費額外常費

改殘之高ニ迄差響キ其他收入金元受高并ニ差引残高等計

算不合之箇所一應取調之上急速御差出有之度仍テ第三年

報相副申入候也

追テ副本一冊是亦御差出有之度候也

資料四・十

「文部省往復」明治九年乙 A16 六六〇丁

◎発信文書（控え）（「東京開成學校」茶色墨紙）

①開第二百拾六号

開第二百拾六号

今般差出候本校第三年報中藏書増減表器械雜形博
相合旨ヲ以テ云々御申越之趣了承右違算之廉者悉皆改訂

いたし該報返戻候條御落手相成度此段申入候也

九年十一月八日

東京開成學校

文部省報告課

御中

再伸 御追書之趣者領承該報中用諸品準備の大略中工

學用器械注文「藏品」之數ヲ記セル内覆道ノ模形トアル

ハ隧道ト改メ申候且教授新履休雇等ヲ記セシ項中ニ「附

ネ〔シ〕トアルハ全ク轉字ノ誤〔書〕損ニ有之候間是

又改メ置申候此段為念申添候也

資料四・十一

「文部省往復」明治九年甲 A15 一二五丁

◎受領文書（「文部省」茶色墨紙）

東京開成學校

御中

直轄諸學校ニ於テ〔開〕申之年報書或ハ世止広告之為
メ校則一覽年表等ヲ刊行セント欲スル者ハ其草案ヲ以テ
同出ベキ旨本月十六日御達有之候ニ付而者右等之もの刊

行之節者ニ經同スペキ苦ニ有之候處本校第一第三年報

直轄學校

文部大輔田中不二麿代理

文部大丞九鬼隆一

メ校則一覽年表等ヲ刊行セント欲スル者ハ其草案ヲ以シ
テ同出ベシ此旨相違候也

文部大輔田中不二麿代理

文部大丞九鬼隆一

明治九年十二月十六日

資料四・十二

「文部省往復」明治九年甲 A15 四九六丁

◎発信文書（稟議書）（「東京開成學校」茶色墨紙）

①開第二百五十八号

◎長〔浜尾〕／／書〔恭次〕〔カ〕「うすくて読み取れない」

*この*を付した三文字は、消し忘れと思われる。最初

左傍線の「シ製本中ニ有之」の部分を削除し、その後

さらに変更を加るために「ニ活字ヲ以テ印刷」及び

「今般限り……廉ヲ以テ」を削除して「」の部分に置

き換えたが、その上さらに「」内の「其儘納付致」

を削除した際に「候ニ付」の部分の削除を忘れたよう

である。

編成相成兼候間來十二年一月中ニ差出可申候条此段上申いたし置候也

明治十年十一月廿八日

東京大学三学部綜理加藤弘之

文部少輔神田孝平殿

資料五・八

「東京大学法理文三学部第五年報」卷頭

◎緒言

†年報差出しの文書は、資料六・一

東京大学法理文三学部第五年報編纂成ル乃チ例ニ準テ進呈ス

呈ス実ニ明治九年ヨリ同十年八月ニ至ルノ一学年ニ在テ

ハ東京開成医学ノ両校ヲ合併シテ東京大学ト為シ本校即

チ旧開成学校ニ法理文三学部ヲ置キ旧東京英語学校ヲ東

京大学豫備門ト為シ三学部ニ附屬シ及ヒ小石川植物園ヲ

理学部ノ所管トナス等凡ソ斯学ノ地歩ヲ躋スノ業ニシテ足ラス隨テ変更釐革スル所ノ案項尠シトセス之ヲ要ス

ルニ該年間ハ最モ本部ノ多事紛錯ヲ免カレサルノ時トス

但此報ハ専ラ疏通ヲ旨スルヲ以テ唯其概要ヲ載スルニ過キス冀クハ覽閲アランヲ謹言

明治十年十一月 東京大学法理文三学部綜理加藤弘之

文部大輔田中不二麿殿

資料六・一
明治十一年

資料六・一

「文部省往復」明治十一年丙 A 25 四八八丁

◎発信文書(下書き)〔東京大学三学部〕青色小型郵紙

①甲第十八号

甲第十八号

本部第五年報副本別冊差出候条御落手有之度候也

明治十一年三月十九日

前学年、報本月中可差出段審〔客年十一月廿八日ヲ以テ上申いたし置候処其節申上置候次第二而何分本月中編成相成兼候ニ付尚明一日占三週間御猶豫有之度此段申上置候也

文部省

明治十一年一月卅一日

東京大学三学部

御中

東京大学三学部

文部省

報告課

御中

東京大学三学部

文部省

御中

東京大学三学部

文部省

御中

東京大学三学部

文部省

御中

東京大学三学部

文部省

御中

資料六・三
明治十一年

資料六・三
明治十一年丙 A 25 四四二丁

◎発信文書(控え)〔東京大学〕法學部／理學部／文

學部」茶色郵紙

①甲第十八号

甲第十八号

本部第五年報副本別冊差出候条御落手有之度候也

明治十一年三月十九日

東京大学三学部

文部省

報告課

御中

東京大学三学部

文部省

御中

資料六・四
明治十一年

資料六・四
明治十一年

「文部省往復」明治十一年乙 A 24 五七八丁

◎発信文書(下書き)〔東京大学三学部〕青色小型郵紙

①甲第二拾壹号

資料六・四

「文部省往復」明治十一年甲 A 23 三〇〇丁

◎発信文書(裏議書)〔東京大学〕法學部／理學部／

文學部」青色小型郵紙

①甲第二十八号

「花押(加藤)」／「花押(未判読)」

†准允つき返書は、資料六・六

〔番号①記入あり〕

本部第五年〔〕報一冊差出候条御落手有之度副本之義

者即今淨書中ニ付出来次第可差出候条此段為念申添候也

〔明治十一年二月廿五日〕 東京大学三学部

〔番号①記入あり〕

本部第五年報(明治九年九月ヨリ)今般印行致度且本部

第一第三年報ハ既刻ニ候得共第四年報ハ未刻ニ付是亦申

刷致置度此段相伺候也

東京大学三学部綜理

加藤弘之

明治十一年三月十九日

文部大輔田中不一麿殿

資料六・五

「文部省往復」明治十一年丙 A25 四四三丁

◎発信文書(控え)〔東京大学//法学部//理学部//文

学部〕茶色野紙)

①甲第二十一号

甲第二十一号

曾テ差出置候本部第四年報職員表中外國教授学科及職務

ノ項十五行目ニ文学及野画學ト記載候故ト存候ニ付御取
調之上全ク右之如ク記シアリ候ハ、誤写ニ付〔而〕数学
及野画學ニ候間御改メ置有之度此段申進置候也

東京大学三学部

明治十一年三月廿六日

文部省

報告課

御中

同之通

但誤写等之廉訂正可致事

明治十一年四月十五日回

資料六・六

「文部省往復」明治十一年甲 A23 九二二丁

◎受領文書(准允つき返書)〔東京大学//法学部//理

学部//文学部〕茶色野紙)

学部」茶色野紙)

①丁第八十九号

▽右欄外下部に「一七〇」の記載あり(文部省による番号)。

◇准允の回の文字は【文部大輔//田中不一//麿之印】

†稟議書は資料六・四

丁第二十八号

本部第五年報(明治九年九月ヨリ)今般印行致度且本部

第二第三年報ハ既刻ニ候得共第四年報ハ未刻ニ付是亦印

刷致置度此段相伺候也

「文部省往復」明治十一年丙 A25 四四三丁

明治十一年三月十九日

甲第二十一号

曾テ差出置候本部第四年報職員表中外國教授学科及職務

ノ項十五行目ニ文学及野画學ト記載候故ト存候ニ付御取

調之上全ク右之如ク記シアリ候ハ、誤写ニ付〔而〕数学

及野画學ニ候間御改メ置有之度此段申進置候也

東京大学三学部

明治十一年三月廿六日

甲第二十一号

曾テ差出置候本部第四年報職員表中外國教授学科及職務

学部」茶色野紙)

①丁第八十九号

▽右欄外下部に「一七〇」の記載あり(文部省による番号)。

◇准允の回の文字は【文部大輔//田中不一//麿之印】

†稟議書は資料六・四

丁第二十八号

本部第五年報(明治九年九月ヨリ)今般印行致度且本部

第二第三年報ハ既刻ニ候得共第四年報ハ未刻ニ付是亦印

刷致置度此段相伺候也

「文部省往復」明治十一年丙 A25 四四三丁

明治十一年三月十九日

甲第二十一号

曾テ差出置候本部第四年報職員表中外國教授学科及職務

ノ項十五行目ニ文学及野画學ト記載候故ト存候ニ付御取

調之上全ク右之如ク記シアリ候ハ、誤写ニ付〔而〕数学

及野画學ニ候間御改メ置有之度此段申進置候也

東京大学三学部

明治十一年三月廿六日

甲第二十一号

曾テ差出置候本部第四年報職員表中外國教授学科及職務

曾而差出置候第五年報処務ノ項中ニ東京書籍館ニ寄送セ

ル蘭書六十七百餘卷トセ「ア」ルハ六千四百餘卷ノ誤リ

外國教授申報アトキンソン氏申報中四項ニ「化學中級生

徒ハ治金學ヲ修メ且此學ノ有益ナルヲ覺知シ好テ之ヲ研

究セシハ」ヨリ其毎期ノ終リ云々ノ間ニ「屢之ヲ徵ス

ルニ足ルモノアリ而テ」ノ十五字ヲ脱シ校費ノ項中ニ「支

出ノ年額金十七万八千四百八十円九拾二錢四厘洋銀五千

八百七十五「八」弗八十七セントニ超シメス」トアルハ

金十七万九千三百〇六円九十錢六厘洋銀五千九百十五弗

六十一セント」ノ誤り又求「將」來須要ノ項中ニ「此

際ニ方リ」三部共ニ更ニ各三四科ヲ増設シトアルヲ更

ニ諸學科ヲ増設シト改メ候ニ付今回該年報之陳〔印刷〕

之際右廉者「前書之通」改正いたし候ニ付別冊印刷之分

相添此段申進候條最前差出置候方ト御行替有之様いたし

度又者「御都合ニ因リテ」カ最前之分其儘御差出相成義

二候ハ、今後該年報本省於テ御印刷之節ハ別冊印刷之

「今回差出候」分ヲ原稿トナシ候様御取計有之度及御依

頼候也

◎發信文書（控え）（「東京大學」／／法學部／理學部／文

學部」茶色郵紙）

①丁第九十一号

丁第九十一号

明治十一年六月四日

東京大學三學部 文部省內記所 御中

本部第五年報過日一ト先御下戻之義上申之上御廻付相成

候處齟齬之廉相改候ニ付該報十冊及本部一覽太政官元老

院并諸省え廻付之分十冊併テ差出候條御落手有之度候也

明治十一年六月四日

東京大學三學部 文部省報告課

御中

「文部省往復」明治十一年丙 A 25 三九九丁

◎發信文書（控え）（「東京大學」／／法學部／理學部／文

學部」茶色郵紙）

①丁第九十三号

丁第九十三号

明治十一年六月四日

東京大學三學部 文部省內記所

御中

本部明治九年兩年、報及本年一覽共今回印刷候ニ付別冊

該年報表紙相改メ候ニ付別冊差出候條「最前之分ト」御

「合」十二部「少」差出候條乍御手數左之姓氏え御

届有之度此段及御依頼候也

候条卿輔殿え御届有之度此段及御依頼候也

明治十一年六月四日

東京大學三學部 西村茂樹氏

文部省內記所

西村茂樹氏

野村素介氏

中島永元氏

「文部省往復」明治十一年丙 A 25 四〇〇丁

◎發信文書（控え）（「東京大學」／／法學部／理學部／文

學部」茶色郵紙）

①丁第九十二号

明治十一年六月四日

東京大學三學部 文部省內記所

御中

本部第四第五年報及本年一覽印刷候ニ付各三冊ツ、差出

「文部省往復」明治十一年丙 A 25 四二八丁

東京大學法理文三學部

文部省報告課

御中

野村素介氏

中島永元氏

西村茂樹氏

資料六・九

「文部省往復」明治十一年丙 A 25 四二八丁

東京大學法理文三學部

文部省報告課

御中

野村素介氏

中島永元氏

西村茂樹氏

学監モルレー氏

聖上 皇太后宮 皇后宮江戸部宛進呈大臣參議江戸部宛
可贈付候條爾來印行之節ハ別ニ該部數可差出候事

①無番号

資料六・十二

「文部省往復」明治十一年丙 A 25 四二七丁

◎受領文書（「文部省」茶色郵紙）

†資料六・九の回答

資料六・十四

「文部省往復」明治十一年丙 A 25 五三五丁

◎發信文書（下書き）（東京大學三學部「青色小型郵紙」）

①丁第百十一号

報第二百九十六号
兼テ御差出相成居候貴部第五年報中可改正廉々有之旨ヲ
以テ印刷本相添詳細御申越之趣承知致候乃御申越之通文
部省第五年報中ニ織入之節ハ今般御差出之分ニ拵り取調
最前之分ハ本課ニ可留置候条左様御領承有之度此段及回
答候也

丁第一百十一号

本部一覽三部第四第五年報各三部併テ九部

聖上 皇太后「宮」 皇后宮え獻呈可致為メ差出候条可
然御取計有之度候也

〔明治十一年六月廿四日〕 東京大學三學部

資料六・十六
〔東京大學法理文學部第六年報〕卷頭
◎緒言
†年報差出しの文書は、資料六・十五

東京大學三學部
御中

資料六・十三

「文部省往復」明治十一年甲 A 23 五七丁

◎受領文書（「文部省」茶色郵紙）

◇印の文字は【文部卿／西郷従道之印】

資料六・十五
「文部省往復」明治十一年丙 A 25 五三七丁

◎發信文書（稟議書）（「東京大學三學部」青色小型郵紙）

其学部年報及一覽目今

東京大學法理文學部

東京大學法理文學部綜理

明治十一年十二月 加藤弘之

文部大輔田中不二麿殿

②右欄外に「檢【花押（加藤）】」記録掛【花押（未判
読）】
③上部欄外左に「十一年五月二十六日報告へ出ス」と朱
記

本部第六年報編纂候ニ付別冊進呈候也
明治十一年五月二十六日 東京大學三學部綜理
加藤弘之

文部大輔田中不二麿殿

再伸 大臣參議え贈付スベキ分トシテ一覽及第四第五年
報各卷部ツ、併テ廿一部差出申候尤參議之内寺島大木
〔之両氏ハ從前本部え関係も有之義ニ付右両氏及〕西郷
之王兵〔參議〕え者大臣參議え贈付之義御達無之前既ニ
本部迄直ニ贈覲いたし置候ニ付這回者差出不申候条此段
も為念申添候也

資料六・十四

「文部省往復」明治十一年丙 A 25 五三五丁

◎受領文書（「文部省」茶色郵紙）

◇印の文字は【文部卿／西郷従道之印】

資料六・十五
「文部省往復」明治十一年丙 A 25 五三七丁

◎發信文書（稟議書）（「東京大學三學部」青色小型郵紙）

資料七 明治十二年

東京大学法理文学部

御中

取調之上至急御差出相成度此段及照会候
明治十二年六月廿三日 文部省報告課

資料七・一

「豫備門往復」明治十二年 D-1 三四〇丁

◎受領文書（「東京大学豫備門」茶色郵紙）

十三四一丁に同文、同用紙の文書がもう一通ある。

甲第九号

当豫備門第一申報別冊之通及進達候也
東京大学豫備門主幹

明治十二年二月十一日 服部一三

東京大学三学部綜理加藤弘之殿

資料七・二

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A-27

「文部省上申及諸課往復」の部

◎受領文書（「文部省」茶色郵紙）

▼③末尾に「各井任之者え渡ス」と書込みあり。

貴学部年報是迄御出来相成居候分入用之儀有之候間各卷
部ツ、至急御送付相成度此段申進候也

十二年一月廿七日

文部省記所

報第二百五十五号

先般御差出相成候別冊貴部第六年報中左記之廉々一応御

資料七・三

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A-27

東京大学三学部

御中

◎發信文書（裏議書）（「東京大学三学部」青色小型郵紙）
①丁第六十九号

②檢【花押（加藤）】【花押（未判読）】／記録掛【花押（未判読）】【花押（未判読）】

†准允つき返書は、資料七・六

曩者編纂功竣り進呈致シ候本部第六年報今般東士印刷致
し度候条此段相伺候也

明治十二年六月七日 東京大学三学部綜理
文部大輔田中不二麿殿 加藤弘之

資料七・四

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A-27

「文部省上申及諸課往復」の部

◎受領文書（「文部省」茶色郵紙）

▼③上部欄外右に「答済」と朱書あり。

◇上部に割り印の一部【省】の文字あり。

一図書増減之部ニ記載有之候在來之冊數并ニ總計之數ト
モ書籍表中之數ト不相合且本表文学書在來之數八九四
七八図書増減之部ヲ参考候ニ八五四七ノ誤写ニテハ無
之哉二被考候

一 器械機械標品及薬品増減表中存在数附点之分増減等差

あり。

引候處朱書之通ニ相成候

▽右欄外下部に「二六五」の記載あり（文部省による番号）。

一生徒明細表中第一級之二退学一同第四級之六二退学

◇圓の文字は【文部大輔／田中不二／磨之印】

四ハ三ト相成候

†裏議書は資料七・三

資料七・五

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A27

六二丁（文部省上申及諸課往復）の部

◎発信文書（下書き）（東京大学三学部）青色小型郵紙

①丁第七十四号

丁第六十九号
義者編纂功竣り進呈致シ候本部第六年報今般印刷致シ度
候此段相伺候也

明治十二年六月七日 東京大学三学部總理 加藤弘之
明治十二年十月十一日 東京大学三学部 文部省 御中

丁第七十四号 本部第六年報中遺算之廉之御取調御廻付ニ付再査候處全

ク御申越之通ニ有之候間改正差出候條可然御取計有之度
候也

十二年六月廿六日

文部省報告
御中

文部大輔田中不二麿殿
〔六行空行。その間に改頁あり〕
同之通

但朱書之通訂正可致候事

明治十二年八月九日回

資料七・六

「文部省准允」明治十一年 E1 三六六

◎受信文書（准允つき返書）（東京大学//法學部/理
學部/文學部）茶色郵紙

①丁第六十九号

②対応する受領文書の番号「報第二百八十一号」の記載

一 [東京大学法理文学部] 三拾〔苑〕冊
第六年報 内訳

口〔納〕本 拾冊

天皇陛下 皇后宮え献本 三冊
但別仕事〔綴〕之分

大臣參議え配賦之分 拾冊

文部卿輔及諸課長分 七〔八〕冊

右今回印刷候ニ付差出候也

明治十二年八月九日回

東京大学三学部 文部省 御中

資料七・八

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A27

六四丁（文部省上申及諸課往復）の部

◎発信文書（裏議書）（東京大学三学部）青色小型郵紙

①丁第百十一号

②右欄外に「檢【花押（未判読）】／／記録掛【花押（未
判読）】【花押（未判読）】【花押（未判読）】

去ル八月九日ヲ以テ御廻付相成居候本部第六年報副本返

戻候條御査收有之度候然ルニ該報中學科課程之中文學部
第一年課目「心理學ト」和文學トノ間ニ歐米史學之一科
有之候ヲ先年本部一覽略印刷之節占演居候ニ付右ヲ加載
シ總理内外教員屬員等ノ項外國教授之部ニ客年八月中延
招之米國人フェノロサ氏記載漏相成居候ニ付副本え附箋

之通ニ増載シ且ツ生費〔徒〕一覽表ノ体裁ヲ更変シ印刷い

たし候仍テ別冊印刷之分差進置候間本省第六年報え者右

印刷書抄薄〔ニ掲リ〕御印〔附〕載有之度此段於御供類

〔為念申進〕置候也

十二年十月十一日

東京大学三学部

文部省報告課
御中

資料七・九

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A 27

六六丁〔「文部省上申及諸課往復」の部〕

◎発信文書〔下書き〕〔東京大学三学部〕青色小型野紙

①無番号

資料七・十

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A 27

六八丁〔「文部省上申及諸課往復」の部〕

◎発信文書〔下書き〕〔東京大学三学部〕青色小型野紙

①無番号〔丁〕百廿二号〕

資料七・十一

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A 27

六八丁〔「文部省上申及諸課往復」の部〕

◎発信文書〔下書き〕〔東京大学三学部〕青色小型野紙

①無番号〔丁〕百廿二号〕

資料七・十二

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A 27

一七〇丁〔「文部省上申及諸課往復」の部〕

◎発信文書〔裏議書〕〔東京大学三学部〕青色小型野紙

①萬葉本廿〔丁〕第百廿六号〕

◎発信文書〔裏議書〕〔東京大学三学部〕青色小型野紙

②右欄外に「檢【花押】」/記録掛「花押（未判
讀）」【花押（未判讀）】

③末尾に「再伸過般」の書きがあり、紙を貼って消され
ている。

資料七・十三

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A 27

一六九丁〔「文部省上申及諸課往復」の部〕

◎受領文書〔文部省〕茶色野紙

▼③上部欄外右に「答済」と朱書あり。その右に「供聞」

資料七・十四

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A 27

一六九丁〔「文部省上申及諸課往復」の部〕

◎發信文書〔下書き〕〔東京大学三学部〕青色小型野紙

本部教則規則一覽等印行之節者曾テ御達相成居候部教之

①無番号

の印あり。

東京大学法理文学部第六年報

右 清覽本三冊差出候条可然御取計有之度候也

東京大学三学部 記録掛

明治十二年十月十三日

文部省報告課
御中

貴字部教則規則一覽等印行之節文部省工進達方之儀二付
明治七年十月十五日并客年六月十八日附ヲ以達相成日同
十年二月十五日附ヲ以學務課長より申進候趣も有之候処
從前御差出之分ニテハ本課准備之分等不足候間自今印刷
毎ニ各四拾〔部〕宛御差出可有之其旨申進候也

文部省学務課長

明治十二年十月三十日

九鬼隆一

学第千四百五十五号

貴字部教則規則一覽等印行之節文部省工進達方之儀二付
明治七年十月十五日并客年六月十八日附ヲ以達相成日同
十年二月十五日附ヲ以學務課長より申進候趣も有之候処
從前御差出之分ニテハ本課准備之分等不足候間自今印刷
毎ニ各四拾〔部〕宛御差出可有之其旨申進候也

文部省学務課長

明治十二年十月三十日

九鬼隆一

貴字部教則規則一覽等印行之節文部省工進達方之儀二付
明治七年十月十五日并客年六月十八日附ヲ以達相成日同
十年二月十五日附ヲ以學務課長より申進候趣も有之候処
從前御差出之分ニテハ本課准備之分等不足候間自今印刷
毎ニ各四拾〔部〕宛御差出可有之其旨申進候也

文部省学務課長

明治十二年十月三十日

九鬼隆一

資料七・十五

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A 27

一七〇丁〔「文部省上申及諸課往復」の部〕

◎発信文書〔裏議書〕〔東京大学三学部〕青色小型野紙

①萬葉本廿〔丁〕第百廿六号〕

◎発信文書〔裏議書〕〔東京大学三学部〕青色小型野紙

②右欄外に「檢【花押】」/記録掛「花押（未判
讀）」【花押（未判讀）】

③末尾に「再伸過般」の書きがあり、紙を貼って消され
ている。

資料七・十六

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A 27

一六九丁〔「文部省上申及諸課往復」の部〕

◎受領文書〔文部省〕茶色野紙

▼③上部欄外右に「答済」と朱書あり。その右に「供聞」

資料七・十七

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A 27

一六九丁〔「文部省上申及諸課往復」の部〕

◎發信文書〔下書き〕〔東京大学三学部〕青色小型野紙

本部教則規則一覽等印行之節者曾テ御達相成居候部教之

外貴課御備之分トシテ四拾部ツ、差出可申段御申越之趣
領承いたし候自今右印刷之節者御申越可差出候条此段
及御答候也

明治十二年十一月一日 東京大学三学部綜理

東京大学三学部綜理 加藤弘之

文部省字務課長

九鬼隆一殿

資料七・十四

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A27

六九丁（「文部省上申及諸課往復」の部）

◎受領文書（「文部省」茶色郵紙）

報第三百四十一号

先般御差出相成候貴部第六年報刷本中誤謬之廉有之趣ヲ

以テ正誤四十二葉御差出相成候處右ハ既ニ諸向配送済之
事ニモ有之且ハ実際格別差支モ無之様相考候間配達之儀
ハ見合置他日文部省年報中ニ編入之節夫々相改可申候条
左様御領認相成度此旨一応申入候也

明治十二年十一月一日

文部省報告課

学第千五百三十二号

東京大学法理文学部

御中

資料七・十六

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A27

一七一丁（「文部省上申及諸課往復」の部）

◎受領文書（「文部省」茶色郵紙）

▼②右欄外下部に「花押（未判読）」

▼③上部欄外右に「供閑」の印あり。

文部省報告課

東京大学三学部
十二年十一月八日

資料七・十七

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A27

一三六丁（「文部省上申及諸課往復」の部）

◎受領文書（「文部省」茶色郵紙）

①丁第百六十七号

②檢【花押（未判読）】／＼記録掛【花押（未判読）】

†付なしだが、明治十二年十一月のものであることは、
内容により明らか。

本部第七年報例規ニ拵リ本月中可差出候處「内」外園教
授中申報いまた不差出ものも有之各反訛出来〔口〕不致
候二付即今差出兼候間此段為念申進置候也

東京大学三学部

文部省報告課

御中

学第千五百三十二号

貴字部教則規則一覽等印行之節ハ曾テ達相成候部数之

外學務課備之分トシテ四拾部宛御差出可相成旨本月一日

附ヲ以御回答有之候処右ハ自今印行之節各所へ配付之分

并ニ學務課備之分共合計四拾部ソ、御差出相成候ハ、可

然儀ニ候条此旨更ニ申進候也

資料七・十八

「東京大学法理文学部第七年報」卷頭

◎緒言

†年報差出の文書は、未発見

資料七・十五

「文部省上申同諸課往復」明治十二年甲 A27

資料八・二

「文部省官立學務局及諸局往復」明治十三年甲 A 30

三〇丁（「文部省官立學務局往復」の部）

◎發信文書（接）（「東京大學」／／法學部／理學部／文學部）茶色郵紙

東京大學法理文學部綜理

①甲第壹号

明治十二年十二月

加藤弘之

文部大輔田中不二麿殿

甲第壹号

本部年報第一と終り迄印刷之分御入用二付各卷部回致候

様御照会之趣承了然ルニ第一年報者印刷不致候ニ付第二

占第六迄合五部差出候條御落手有之度候也

明治十三年一月廿八日

文部省報告課

資料八・三

「文部省達同往復」明治十三年甲 A 30

文部省學務課

御中

資料八・四

「文部省達同往復」明治十三年丙 A 32

東京大學法理文學部

御中

資料八・一

「文部省官立學務局及諸局往復」明治十三年甲 A 30

二九丁（「文部省官立學務局往復」の部）

文部省學務課

▼③冒頭上部に「答済」と朱書あり。

資料八・二

「文部省官立學務局及諸局往復」明治十三年甲 A 30

貴學部年報第一ヨリ終迄印刷之分入用之儀有之候ニ付各

壱部ツ、当課へ御迴致相成候様致度此段及御照会候也

一月五日

文部省
學務課

資料八・三

「文部省達同往復」明治十三年丙 A 32

◎受領文書（「文部省」茶色郵紙）

▼③上部欄外右側に「答済」と朱書あり。

▼③上部欄外左側に「供閱」の印あり。

東京大學法理文學部

報第三十二号

貴學部第六年報中器械摸型標品等增減表掲記有之候処右

〔番号①記入あり〕
本部第六年報中器械摸型標品等増減表之義ニ涉リ右学年

ハ其学年中博物列品場ト力称ヘ候者有之該場中へ展列有
之物品ヲ掲記相成タル義ニ候哉若果シテ列品場等之名稱
有之博物室ノ体裁ヲ備ヘ候半ハ年報編製上要用二付該場
中明治十一年八月末列品之総数并創設年月等至急御調查
御差出相成度若又該年ニ於テハ列品場創設之見込ニチ未
タ開設無之候半ハ其開設ノ時期及蒐集物品數ノミ致承知
度此段及照会候也

中博物列品場ト称候者有之該場中ニ展列有之物品ヲ掲記

候義哉云々御照会之趣領承右掲記之增減表者理学部中各

学科之授業用ニ供スル模型標品等ヲ「各教場又ハ教場」

〔其〕隣室等ニ陳列セバ掲品廿「シ」有之「モノ、」

數ヲ掲記候廿「義」ニテ該年申「ニ在リテハ」別ニ

博物列品場ト称スル廿「一館ノ設置」有之候「説」ニ

者無之候尤該年報編纂之節ハ明治廿五年秋ノ間廿

〔十二三兩年間ニ於テ〕〔別二〕一ノ博物館ヲ設置シ各

自「葉」列品場ニ散在「分置」シアルモノヲ「漸次」

該館ニ纏集し置ヘキ見込ニ有之候又物品數之義ハ該表

面ニ掲記之物理、化学、工学器械〔及薬品〕之外者博物

列品場〔館〕設立之上ハ該場〔館〕エ備付ベキモノニ有

之候條右御回答ニ及候也

十三年一月廿九日 東京大学三学部

文部省報告課御中

再伸本文廿五年秋ノ間廿於テ「藩成」設置不外
廿見始之博物館ハ東京外国语学校構内〔之南側〕ニ在ル

本部生徒〔生徒〕病舎ニ而既ニ申「昨」年九月中該

所え各科授業用〔之〕標品〔模型〕等之一部分

ヲ相移シ候義ニ有之候此段も為御含申添候也

資料八・五

「文部省官立學務局及諸局往復」明治十三年甲 A 30

八六丁「文部省官立學務局往復」の部

◎受領文書〔文部省〕茶色郵紙

▼②右欄外下部に「城」

▼③上部欄外右側に「済」と朱書あり。

▼③上部欄外右側に「供聞」の印あり。

十三年四月一日 東京大学三学部綜理
文部省官立學務局長 御中

官学第二十号

貴学部第五第五六年報各五部及上法理文学部改定規則英文

共拾部入用有之候間早、御回送相成度此段及御照会候也

明治十三年四月一日

文部省官立學務局長

辻 新次

◎受領文書〔文部省〕茶色郵紙

▼②右欄外下部に「花押（加藤）」

△圓の文字は「文部省／報告局」

†資料八・八参照

資料八・七

「文部省達同往復同屆伺」明治十二年丙 A 32

一一三丁「文部省往復」の部

報第百六拾二号

貴学部第七年報明治十一年九月五至九月三十日之儀進達期限モ有之候

處于今御開申無之本省年報編成差支候ニ付速ニ御取調御

差出相成度此段及御照会候也

明治十三年八月廿一日

文部省報告局回

同士年八月三至九月五日

明治十三年八月廿一日

文部省報告局回

明治十三年八月廿一日

文

①丁第七十三号

②綜理／／記録掛【花押（未判讀）】

†別紙は資料八・七

モ減少之時之調査ニ係リ不都合ニ付本部第七年報之現員者字年ノ始メ九月下旬之調査ニ致し候義ニ有之候条此段為念申進置候也
明治十三年十一月八日

別紙之通り文部省より年報差出方之件ニ涉り申越ニ付左

案之通御照会可相成哉

本部第七年報進達之件ニ涉リ云々報第百六拾式号ヲ以テ

文部省報告局長

御申越承了然ルニ右者教授之申報中或ハ訛拂「成」不敷

中島永元殿

廿四〔相成分〕も有之候ニ付而者〔延引之趣不都合候得共〕來ル九月中〔必〕可差出候条可然御取計相成度此段

御回答等及御倚頼候也

十三年八月廿七日 東京大学三学部

文部省報告局御中

資料八・十
「文部省達同往復同届伺」明治十三年丙 A 32
二三五丁「文部省往復」の部

◎発信文書（稟議書）（東京大学／／法理文／学部及／

豫備門」青色墨紙）

①丁第百十四号

②綜理【花押（加藤）】／全補【花押（服部）】／／記録掛

【花押（未判讀）】【花押（未判讀）】

†准允つき返書は、資料九・一

②綜理【花押（加藤）】／全補【花押（服部）】／／記録掛

【山崎】@【恭次】【花押（未判讀）】@【坪内】@【白木】
東京大学法理文学部第七年報自明治十一年九月
至全十二年八月

但小本彙冊

從前本部年報ニ登載いたし候生徒現數之義ハ八月末之現

員ニ有之候處同月者實期休業中十日有廿日廿〔前〕月

之試験ニ而卒業或ハ退学セルモノ多ク有之学年中人員最

右今般印刷いたし度候条此段相伺候也

明治十三年十一月廿五日

東京大学三学部綜理

資料八・十二

「文部省達同往復同届伺」明治十三年丙 A 32

東京大学三学部綜理 加藤弘之
資料八・十一

「文部省達同往復同届伺」明治十三年丙 A 32
二三四丁「文部省往復」の部

◎受領文書（「文部省」茶色墨紙）

▼②右欄外下部に「@【恭次】【花押（未判讀）】（花押
は青色）

◇発信者@の文字は【中島】

東京大学三学部綜理 加藤弘之
資料八・十二

文部卿河野敏鑑殿
再伸右出版「印刷」之義者可成至急裁可有之度候也

加藤弘之

一一五丁 「文部省往復」の部

資料九 明治十四年

同之通

◎発信文書（稟議書）（「東京大学」／法理文／学部及／豫備門」青色野紙）

①丁第百三十六号

②綜理【花押（加藤）】／全補【花押（服部）】／記録掛

【花押（未判読）】㊪【坪内】

*の部分は抹消後朱による指示で生き返らされている。

資料九・一
「文部省准允」明治十四年 E-1 三丁

明治十四年二月五日回

◎受領文書（准允つき返書）（「東京大学」／法學部／理

學部／文學部」茶色野紙）

▼①対応する受領文書の番号「報第百十四号」の記載あり。

▼②右欄外下部に【花押（加藤）】

△右欄外下部に「三三三」の記載あり（文部省による番号）

◇准允の回の文字は「文部卿／河埜敏／鎌之印】

†稟議書は資料八・十

本部第八年報之義本月中可差出事之處從前年報ニ掲載之書籍增減表者冊數ヲ以テ調査候處右者「自今」部數ヲ以

テ調査候様過般當局御談示之次第も有之候ニ付更ニ部

數之方ニ調替不致而者頗相成然ルニ数冊春「井紀」

卷」之書計十一卷〔調書〕分類候〔ニ有之候〕事ユヘ何分

急速調査相成兼候ニ付而者該年報「之義」本月中ニ差出

候運ニ致兼候間來十四年一月中ニ可差出候条右御遺書并

荷然御取置度此段申進置候也

明治十三年十二月廿四日 東京大学三学部綜理

加藤弘之

文部省報告局長

西村茂樹殿

文部卿河野敏鎌殿

資料九・三

「文部省往復」明治十四年甲 A-34 七九五丁

再伸右印刷之儀者可成至急裁可有之度候也

◎発信文書（稟議書）（「東京大学」／法理文／学部及／

但朱書附箋之通訂正可致候事

豫備門」青色野紙）

①丁第百三十四号

②綜理【花押（加藤）】／全補【花押（服部）】／記録掛

【花押（未判読）】

*写しの簿冊（A4の2）では、この行全体が削除されている。

資料九・二
「文部省往復」明治十四年丙 A-36 五八一丁

◎發信文書（稟議書）（「東京大学」／法理文／学部及／豫備門」青色野紙）

資料九・三
「文部省往復」明治十四年甲 A-36 五八一丁

同之通

豫備門」青色野紙）

①丁第十四号

②綜理【花押（加藤）】／全補【花押（服部）】／記録掛

【花押（未判読）】

本部第七年報印刷之義今般同落相成候處該年報中昨学年

或ハ昨年ト記載候廉者書損ニ付右等者都テ本学年或ハ本

年ト改正之上印刷可致候條此段申進置候也

明治十四年二月七日 東京大学三学部綜理

加藤弘之

文部省報告局長

西村茂樹殿

文部卿河野敏鎌殿

加藤弘之

東京大学三学部綜理

文部省報告局長

西村茂樹殿

文部卿河野敏鎌殿

加藤弘之

東京大学三学部綜理

文部省報告局長

西村茂樹殿

豫備門」青色郵紙)

①丁第三十五号

②綜理【花押(加藤)】／全補【花押(服部)】／／記録掛

【花押(未判読)】

*皇后宮

式部

報告局属

大臣參議

拾式部

再申該報諸規則撰定改正之件中小右川植物園來觀規則增

文部卿輔書記官及准奏任

拾壹部

補改正之項ニ誤謬之廉有之候間訂正ヲ加へ候條此旨為念

官省使

拾壹部

申添候也

官立地方兩學務局及報告局三部

豫備門

東京大學法理文學部第七年報 十部

右印刷候ニ付納本トシテ差出候也

明治十四年四月廿日 東京大學三學部綜理加藤弘之

文部卿福岡孝弟殿

右今回印刷候ニ付 聖上兩皇后え之獻本及其他配賦之

分トシテ差出候條可然御取計有之度此段申進候也

明治十四年四月廿日

文部省內記所〔局〕

東京大學三學部

豫備門

資料九・四

「文部省往復」明治十四年内 A 36 二五一丁

◎発信文書(稟議書) (「東京大學」／／法理文／学部及／豫備門」青色郵紙)

①丁第三十四号

②綜理【花押(加藤)】／全補【花押(服部)】／／記録掛

【花押(未判読)】

* この部分は一字分程度上にずらすように朱で指示が入っている。

※ 同右

※ 右脇に訂正として朱記されているが、文中の該當箇所は消されていない。

資料九・五

「文部省往復」明治十四年内 A 36 五八三丁

◎発信文書(稟議書) (「東京大學」／／法理文／学部及／豫備門」青色郵紙)

①無番号

②記録掛【花押(未判読)】(一行目下部に記載)

本部第七年報皇族其他へ進贈之義ニ付内記局え之文
通ハ左之通ニ而可然哉

先般印刷いたし候本部第七年報之義皇族え進呈及其他左
記之向え贈覧いたし度仍テ二十部差出候條可然御取計有
之度候也

明治十四年四月廿日

東京大學三學部

記録掛

明治十四年五月廿四日

文部省內記所〔局〕

有栖川宮已下諸宮え進呈

諸省卿贈覧

資料九・六

「文部省往復」明治十四年内 A 45 二五七丁

◎発信文書(稟議書) (「東京大學」／／法理文／学部及／豫備門」青色郵紙)

①丁第四十七号

②綜理【花押(加藤)】／全補【花押(服部)】／／記録掛

【花押(未判読)】@【坪内】

* 右肩に「上」という指示が朱記で入っている。なお、

* 右肩に「下」という指示が朱記で入っている。なお、
写しの簿冊(A 40 の 1)によると、この一行は順序
が入れ替っている。

東京大學法理文學部第七年報 四十壹部

内訳
聖上

壹部

文部省

六部
八部

チ別記之通差出候此段及御回答候也

明治十四年七月廿日

東京大学

文部省地方学務局
御中

追而代価者不要義ニ有之候此段申添候也

医学部一覽 明治十年 記

同 第四年報
第五年報
第六年報

〔同〕第五年報

預科生徒心得

本科生徒心得

別課医学生徒心得

同 規則

製薬学教場規則及学科課程

本科生徒理科試問規則

別課医学生徒理科試問規則

全 卒業試問規則

寄宿舍々則

甲乙表

以上

資料九・十一

「文部省往復」明治十四年甲 A34 五三〇丁

◎發信文書（稟議書）（「東京大学」青色郵紙）

①丙第三十九号

②總理【花押（加藤）】／全心得／全補助【花押（服部）】／

／庶務課㊀【坪内】㊀【市川／寛繁】

「文部省往復」明治十四年甲 A34 三七一丁

④上部欄外に赤の附箋（至急の意味）の貼つてあった跡

がある。

①丁第七号

本学第八年報體写相竣り候付別冊正副二本差出候書

左案之通ニ而可然哉

案

法理文学部第八年報編成候付別冊正副二本差出候也

明治十四年八月廿九日 東京大学總理加藤弘之 印

文部卿福岡孝弟殿

②總理【花押（加藤）】右脇下に「会計主任ノ印ヲ取ラ
サル可ラス」と朱記。加藤の文字と思われる／全心得
／全補助【花押（服部）】／教務課㊀【高塚】／会計
課主任【花押（未判読）】／編算課【花押（未判読）】

㊀【大野】／調度掛㊀【小口】／庶務課㊀【恭次】㊀

【市川／寛繁】㊀【坪内】

†准允付き返書は、資料十・一

†准允付き返書によれば、送達日は九月九日である。

資料九・十二

「東京大学法理文学部第八年報」卷頭

◎緒言
†年報差出しの文書は、資料九・十一

哉

三学部第八年報印刷之義付同書者左案之通ニ而可然

學於テ印刷致度此段相伺候也

明治十四年九月

東京大学總理加藤弘之
文部卿福岡孝弟殿

東京大学總理加藤弘之

資料九・十四

「文部省往復」明治十四年乙 A35 六二七丁

◎受領文書（文部省）茶色郵紙

▼②右欄外中央辺以下に「教務課／庶務課㊀【坪内】

▼③上部欄外に「供聞／總理【花押（加藤）】／全心得／

全補助」

†別紙は、資料九・十四

◇上部に割り印の一部【学務局】の文字あり。

†本資料は、資料九・十五の別紙として簿冊に綴じこまれている。

専学第九百四拾号

貴学法理文学部第八年報生徒之項ニ本学年中入学スルモノ六拾四人ト有之候處會テ御進達相成候明細表ニハ十二年九月ニ五拾九人十月ニ一人十一月ニ一人十三年四月ニ三人合六拾五人ノ入学ニ相成候様相見ヘ將又職員ノ表現（八月末）寄宿取締之項不相見候處全明細表ニハ寄宿取締一ト有之符合不致右ハ孰レカ正員ニ有之候哉承知致度此段及御問合候也

別紙之通專門學務局より問合有之候ニ付取調候處十一年九月ニ五拾九人ト有之候者五拾八人（年報方正）ナルヲ以テ入学合六拾五（四）人に有之寄宿取締之方ハ年報ニ脱落候義ニ付左案ヲ以テ御回答可相成哉本學法理文学部第八年報中生徒及寄（宿）取締之項會而進達之明細表ト雖語之廉有之ニ付云々御問合之趣承了右者（明細表）生徒入学之數ニ十二年九月ニ五拾九人ト有之候者五拾八人ニシテ即チ合六拾四人ニ有之又職員表寄宿取締一人ハ年報之方脱落候義ニ有之候条此段及御回答候可然御取計相成度候也

十四年十二月廿三〔六〕日 東京大学

文部省専門學務局
御中

本學〔三學部〕一覽及年報差出方延期上申左案之通二而可然哉
二年九月ニ五拾九人ト有之候者五拾八人（年報方正）ナルヲ以テ入学合六拾五（四）人に有之寄宿取締之本學法理文学部一覽及年報之義一覽ハ学年之始五十日以内年報ハ毎年十二月中可差出成規ニ候處一覽之方ハ〔申土〕〔嘗テ延期相成〔同濟〕ニ相成居候處〔得共〕〕諸規則改正之分諮詢会ニ付シ其議決ヲ要シ〔且〕現ニ寄宿會規則如キ〔等其他〕経同中ニも有之又年報之義ハ〔緊急之事務取調等ノ都合モ有之殊ニ〕諸教師申報等。また不差出向も有之第ナ付〔且ツ〕該申報〔ハ〕反訛ニ付シ候事ユヘ〕到底争成規之〔其〕期日ニ差出難〔兼〕候ニ付而者両様とも采ル十五年四月中差出候様致度此段御聞置相成度豫而上申候也

十四年十二月廿三〔八〕日 東京大学總理加藤弘之

文部卿福岡孝弟殿

再申豫備門一覽及年報共本文同様之義ニ有之候条此段副申候也

明治十四年十一月廿二日 専門學務局印

文部省 專門學務局印

資料九・十五

「文部省往復」明治十四年乙 A 35 六二五丁

◎發信文書（裏議書）（東京大學）青色野紙

①甲第百二十一号

②總理【花押（加藤）】／全心得／全補助【花押（服部）】
／教務課【花押（未判読）】／庶務課【恭次】③【坪内】
内】④【市川／寛繁】
⑤上部欄外に「送達済」の印

資料十 明治十五年

①丁第三十一号

②總理【花押（加藤）】／全心得／全補助【花押（服部）】
／教務課【花押（未判読）】／庶務課【井上】③【坪田】／庶務課
【恭次】④【坪内】⑤【市川／寛繁】／編纂課【花押（未判読）】⑥【大野】

資料十一

③上部欄外に「送達済」の印

③上部欄外に「送達済」の印

「文部省往復」明治十五年甲一 A 48 一一〇丁

◎受領文書（准允つき返書の写し。原議欠）（東京大學）茶色野紙

③上部欄外に「送達済」の印

▼①対応する受領文書の番号「報第八号」の記載あり。

†稟議書は九・十三

東京大学法理文学部第八年報之儀過般進達致置候處右本

丁第七号

東京大学法理文学部第八年報之儀過般進達致置候處右本
學於テ印刷致度此段相伺候也

明治十四年九月九日

東京大学總理加藤弘之

文部卿福岡孝弟殿

東京大学總理加藤弘之
文部卿福岡孝弟殿

資料十・四

「文部省往復」明治十五年甲一 A48 一二五丁

再伸豫豫門一覽及年報共本文同様之義ニ有之候條此段
副申候也

○受領文書（准允つき返書の写し。原議欠）（東京大学）
茶色野紙

▼①対応する受領文書の番号「専学第三拾二号」の記載
あり。

申出之趣事実無餘儀相聞候ニ付聞置候事
明治十五年一月十九日

○受領文書（准允つき返書の写し。原議欠）（東京大学）
茶色野紙

▼①対応する受領文書の番号「専学第七拾九号」の記載
あり。

†稟議書は資料十・三

資料十・二

「文部省往復」明治十五年甲一 A48 一二五丁

◎受領文書（准允つき返書の写し。原議欠）（東京大学）
野紙

▼①対応する受領文書の番号「専学第三拾二号」の記載
あり。
†稟議書は資料九・十六。差出日が異なっている。

丁第三十一号

本学法理文学部一覽及年報之義一覽ハ学年之始五十日以
内年報ハ毎年十二月中可差出成規ニ候処一覽の方ハ當子

延期伺済ニ相成居候得共諸規則改正之分ハ諮詢会二付シ
其議決ヲ要シ且現ニ寄宿舍規則等其他經伺中ニモ有之又

医学部一覽開申延期之義ニ付文部省へ之上申ハ左之
通ニ而可然哉

本学法理文学部一覽及年報差出方四月迄延期之義上申御

聞置相成候處医学部之分も同様之理由ニ而何分期日迄二

年報之義ハ緊急之事務取調等之都合モ有之殊ニ諸教師申
報等未タ不差出向モ有之且該申報ハ返訳ニ付シ候事ユヘ
到底其期日ニ差出兼候ニ付ハ兩様トモ來ル十五年四月中
差出候様致度此段御聞届置相成度豫而上申候也

明治十五年一月廿八日

十四年十二月廿六日

東京大学法理文学部第八年報之儀過般進達致置候處右本

東京大学法理文学部第八年報之儀過般進達致置候處右本
學於テ印刷致度此段相伺候也

明治十四年九月九日

東京大学總理加藤弘之

文部卿福岡孝弟殿

東京大学總理加藤弘之
文部卿福岡孝弟殿

資料十・三

「文部省往復」明治十五年甲三 A50 五三七丁

◎発信文書（稟議書写し。原議欠）（東京大学）茶色野紙

①甲第六十三号

†准允つき返書は、資料十・四

本学法理文学部一覽及年報差出方四月迄延期之義上申
御聞置相成候處医学部之分も同様之理由ニ而何分期日迄
ニ差出兼候ニ付而者是亦一覽の方者來四月中年報の方者
來六月中ニ差出候様致度候處右御聞置相成度此段上申候
也

甲第六十三号

明治十五年一月廿八日

東京大学總理加藤弘之

文部卿福岡孝弟殿

上申之趣聞置候事

明治十五年一月七日

差出兼候ニ付而者是亦一覽の方ハ來四月中年報の方ハ來
六月中ニ差出候様致度候處右御聞置相成度此段上申候也

明治十五年一月廿八日

資料十・五

「文部省往復」明治十五年丙 A45 七五二丁

◎発信文書（稟議書）（「東京大学」青色墨紙）

①甲第九十号

②總理【花押（加藤）】／全心得／全補助【花押（服部）】

／／教務課④【官塙】／庶務課⑤【恭次】⑥【坪内】

⑦【市川／寛繁】
⑧上部欄外に「送達済」の印

本学三学部第八年報中生徒之項惣員ノ一章中脱文之件
〔番号①記入あり〕通御申送可相成哉
曾テ進達いたし候本学法理文学部第八年報生徒ノ項「此
一週年間ニ退学スルモノ十七人」ノ下え「死亡スルモノ
一人」之八字「脱」落候条右御記載置相成候様いたし度
此段及御倚頼候也

十五年二月七日

東京大学

文部省
報告局御中

資料十・六

「文部省往復」明治十五年甲二 A49 二九七丁

◎発信文書（稟議書写し、原議欠）（「東京大学」茶色墨紙）
紙

①甲第百十五号

†准允つき返書は、資料十・九。同資料と比較すると＊
の部分に「猶」の文部が欠けている。

医学部第七年報印刷出来致候二付別紙之通り夫々御配
付相成度尤他官厅へハ当課と直ニ回付と致度候此段申進

候也

甲第百十五号

四学部年報ヲ合セ大学年報トスルノ件二付同案者左

之通ニ而可然哉

本学法理文学部及医学部第八年報開申延期之義過般上申
致シ御聞届相成居候處右ハ四学部合併之上ハ無論大學之

年報ト可致害之処三学部ハ医学部之学年相異リ候より右

ヲ合シ候儀六ヶ敷力為メ從前之通り相分チ置候心得罷在

候處然ル二学部ニ閱セ全ク大學全体ニ閱スル事件ヲ掲

載候事出来不申候ニ付到底三学部ト医学部ノ年報ヲ相分

チ候義ハ相止メ大學ノ年報ト致度就而ハ右大學年報ハ医

学部学年始ヨリ百二十日間ニ進達候様致度仍而相伺候也

明治十五年二月廿日

東京大学總理加藤弘之

福岡文部卿
西村書記官

九鬼少輔

辻書記官

三部

八拾部

四拾部

資料十・七

「校中往復」明治十五年 D8 二七丁

◎受領文書（「東京大学」茶色墨紙）

〔改丁〕

一部ツ、

〔加藤總理
服部幹事〕

三島教授

外山教授

菊池教授

伊藤教授

矢田部教授

島田教授

岩佐教授

山川教授

平岡教授

松井直吉

穂積部長

杉浦豫備門長

小中郵教授

木村正辞

田尻稻次郎

和田維四郎

岸本辰雄

古市公威

桜井鋭一

吉賀助教授

國助教授

関谷助教授

五十嵐恭次

坪内数之助

市川寛繁

總計百六拾六部

資料十九

「文部省往復」明治十五年甲一 A48 一三八丁

◎受領文書（准允つき返書の写し。原議文）（東京大学）

茶色墨紙

▼①対応する受領文書の番号「専学第百二十三号」の記載あり。

†裏議書は資料十六

資料十八

「文部省往復」明治十五年丁 A46 一二二丁

◎発信文書（裏議書）（東京大学）青色墨紙

①甲第百四十四号

②總理【花押】（加藤）／全心得／全補助／幹事【花押】

（服部）／庶務課【花押】（未判読）】印【坪内】印

【市川／寛繁】

③上部欄外に「送達済」の印

医学部第七年報印刷之分左案ヲ以テ文部省え御差出

可相成哉

〔番号①記入あり〕

東京大学医学部第七年報

内訳

聖上

兩皇后宮

〔本省学務報告局備并〕

諸官省及各所配賦之分

右回印刷候二付

聖上兩皇后宮え之献本及其他配賦

之分トシテ差出候条可然御取計有之度此段及御倚頼候也

十五年三月一日

東京大学

文部省庶務局

御中

書面伺之通

明治十五年三月六日

文部卿福岡孝弟殿

再伸第八年報之義者最前御聞置相成候期限即チ本年六月中

差出可申義ニ有之候条此段為念副申候也

東京大学總理加藤弘之

資料十・十

「校中往復」明治十五年 D 8 二二一丁

◎受領文書（東京大学）茶色野紙

▼②右欄外下部に【印】**恭次**【印】**坪内**【印】**市川**／寛繁

◇印の文字は【東京大学】／庶務課医学／部出勤印】

過般印刷相成候医学部第七年報専正誤別紙百七拾枚差出候条大々へ御配付有之度此段及御倚頼候也

十五年三月十日

医学部出勤
庶務課印

右今回印刷候二付差出候条乍御手數大々御配賦有之度此段及御倚頼候也

十五年四月十八申〔二十日〕 東京大学

文部省庶務局

再伸諸官省え配賦之分〔ハ〕御省え可差出處誤テ本学

より直チニ送付候条此段申副候也

資料十・十一

「文部省往復」明治十五年丁 A 46 二九〇丁

◎発信文書（稟議書）（「東京大学」青色野紙）

①甲第二百九十七号

②総理【花押】（加藤）／全心得／全補助／幹事【花押】（服部）／会計課【印】**羽田野**【印】**小泉**【印】**安井**／編纂課【花押】（未判認）【印】**大野**【印】**慎**／／庶務課

③【恭次】【印】**坪内**【印】**市川**／寛繁

④上部欄外に「送達済」の印

四拾七部

〔番号①記入あり〕
本学法理文学部第八年報

聖上献本及大臣其他え配賦方左案ヲ以テ文部省庶務

資料十・十二

「文部省往復」明治十五年丁 A 46 二九三丁

◎発信文書（稟議書）（「東京大学」青色野紙）

①甲第二百九十八号

②総理【花押】（加藤）／全心得／全補助／幹事【花押】（服部）／会計課【印】**羽田野**【印】**小泉**【印】**安井**／編

川／寛繁】

③上部欄外に「送達済」の印
＊「一」が抹消されている。

十五年四月十八申〔二十日〕 東京大学

文部省庶務局

東京大学法理文学部第八年報

右印刷候二付納本トシテ差出候也

十五年四月十〔廿〕日

東京大学総理加藤弘之

文部卿福岡孝弟殿

本学第八年報納本左案之通ニ而可然哉

東京大学法理文学部第八年報

右印刷候二付納本トシテ差出候也

〔番号①記入あり〕
本学第八年報納本左案之通ニ而可然哉

東京大学法理文学部第八年報

右印刷候二付納本トシテ差出候也

十五年四月十〔廿〕日

東京大学総理加藤弘之

資料十・十三

「文部省往復」明治十五年丁 A 46 二二三丁

◎発信文書（稟議書）（「東京大学」青色野紙）

①甲第三百四十四号

②右下部に【印】庶務課【印】**恭次**【印】**坪内**【印】**市川**／寛繁】

③上部欄外に「送達済」の印

過般差出候本學醫學部第七年報中誤脫之廉別紙正誤候二付九十一〔八〕葉差出候條〔乍御手數〕可然御取計相成度候也

項者、**(田)**暦年二拵リ十二月末之調製「査」ヲ以テ記載候。付而者右御差支無之候故此段為念及御問合候条至急何分之御回答有之度候也。

閔スルモノハ暦年二拵リ単ニ各学部ニ閔スル教員生徒等ノ事項ハ各学年ニ拠リ調査差支無之候故云々甲第三百七十六号ヲ以テ御照会之趣了承候右ハ御申越之通御調査相

十五年五月三日 東京大學庶務課 文部省庶務局

幸之助「居」長
文部少書記官小林小太郎殿
御中受付掛

文部少書記官小林小太郎殿
学生之内疾病等之事故ヲ以テ

明治十五年五月廿七日
文部少書記官小林太郎印

資治通鑑

「文部省往復」明治十五年丙 A 45 七五七一

◎發信文書（稟議書）〔東京大學〕青色墨組

②總理【花押（加藤）】／全心得／全補助／幹事【花押（服

部】／＼教務課【花押（未判読）】⊕【坪田】⊕【井上】

／会計課⑩【羽田野】⑩【安井】／編纂課【花押（未判）

讀】印【大野】印【憲】//庶務課印【恭次】印【坪

③上部欄外に「送達済」の印

*朱による加筆（未判読）がさらに抹消されている。

〔番号①記入あり〕

本学年報中二語載之所務概旨及經費金并書記現眞謹等之井二付立之通報告局長乞御照會可相戒戒

本學年報中法理醫文學部勤務之教員并學生、徒之人員等

者固占其〔法理文学部并医学部者〕各学年末之调查二机。

学惣体ニ関シテ各学部ニ関係シ候事ニハ無之候条】右二

報第百十一號

貴學年報中大學處務概旨及經費金并書記等ノ大學全体ニ

庶第三百三十六号

大蔵省記録局ヨリ貴学二学部第一年報及医学部第一第二

第三年報欠本二付一部ツ、入用之趣依頼ニ付剩餘有之候ハ、至急御差廻シ相成度此段及御照会候也

庶務局長
文部少書記官伴正順殿

茶色野紙)

▼①対応する受領文書の番号「報第百四十九号」の記載あり。

* 十五年六月一日 文部少書記官伴正順

庶務局長

十五年六月一日

文部少書記官伴正順

「文部省往復」明治十五年甲四 A51 五七三丁

◎発信文書(稟議書写し)原議欠(「東京大学」茶色野紙)

東京大学年報之義本月開申可致期限ニ有之候處教師申報中ブラウンス之分反訳方助教授西松二郎へ託シ置候處同人

①甲第五百十七号
†准允つき返書は、資料十・十九。文言が多少異なつて
いる。
資料十・十七
「文部省往復」明治十五年 A46 三八二丁

資料十・十七

○発信文書(稟議書)(「東京大学」青色野紙)

甲第五百十七号

①甲第四百三十五号

本学年報進達延引之義ニ付左案之通文部省へ御上申

②總理【花押】/全心得/全補助/幹事【花押】(服部)/庶務課(恭次)坪内(市川/寛繁)

③上部欄外に「送達済」の印
†別紙は資料十・十六

文部卿福岡孝弟殿
書面申出之趣至急開申可致候事

但教師之申報ハ訳了次第追申可致儀ト心得ベシ

明治十五年七月五日

東京大学年報之義本月開申可致期限有之候處教師申報中
ブラウンス之分反訳方助教授西松二郎へ託シ置候處同人
義長崎表ニ於テ妻父死去候ニ付去月十七日急速該地え罷
越未タ帰京不致候義ニ付而ハ右之分落成不致候右何分七
月中達之運ニ至リ兼候條此段上申いたし置候也

資料十・二十

「文部省往復」明治十五年甲一 A48 九丁

◎受領文書(写し)「東京大学」茶色野紙

別紙庶務局占ノ照会ニ付シ左ノ通回答相成可然哉

大蔵省記録局占本学三学部第一年報及医学部第一、二、
三年報欠本二付剩餘有之候ハ、一部ツ、御回可申云々御

照会之趣致承知候然ル處該年報之義者印刷不致候ニ付別
段剩餘速者無之候尤該報年報ニ採録相成居候ニ付

右ニ而承知相成候様御回答有之度此段及御答候也

明治十五年六月五日

東京大学總理加藤弘之

資料十・十九

「文部省往復」明治十五年甲一 A49 二三一丁

◎受領文書(准允つき返書の写し)原議欠(「東京大学」

明治十五年七月十四日

文部卿福岡孝弟

〔改丁〕

聖上 両皇后宮

親王

大臣參議省卿顧問

内閣

省院庁東京府

文部卿輔書記官

局課掛

調査用

準備

計 九拾 部

拾四部 武部 拾六部 拾七部

拾四部 武部 拾六部 拾七部

拾四部 武部 拾六部 拾七部

三部 六部 拾四部 武部 拾六部 拾七部

但副本の方ハ即今謄写中ニ付出来次第進達可致候条
此旨副陳候也

明治十五年七月十七日

東京大学總理加藤弘之
文部卿福岡孝弟殿

資料十・二十一
「東京大学第一年報」卷頭

◎緒言

†年報差出しの文書は、資料十・二十一

東京大学第一年報成ル乃チ謹テ進呈ス茲ニ旧例ヲ問ハス
シテ之ヲ第一年報ト為スモノ抑故アリ夫レ法理文学部並
医学部各從前年報アリ既ニ七八ハ累ヌト雖モ本ト俱ニ大

学ノ一部局タルニ過キス今孰レニ適從シテ其後ヲ襲ガニ
ヤ況ヤ互ニ其学年ノ制ヲ異ニスルヲヤ然而シテ今ヤ法理

医学ノ四学部合シテ一統轄ニ帰ス方ヲ報ヲ修ムル宜ク与
ニ一体制ニ循ハシムヘキニ似タリ顧フニ異ヲ合シテ同ト

為ス竟ニ圓柄ニシテ方整タルヲ免レサラン特斯是レ此報
中法理文学部ハ其第一学年即チ明治十三年九月ニ起リ十

四年八月ニ尽キ医学部ハ其一学年即チ明治十三年十二月
ニ起リ十四年十一月ニ尽キ特リ大学全體ニ涉ルノ事ニ於

テ延テ十二月ニ及ホシ以テ其局ヲ結フノ已ムヲ得サル所

以ナリ然リト雖モ比例ヲ前年ニ取ル者ノ如キハ間比例二
率ハサルモノアリ目ニ就テ年ヲ寛メ年ニ由テ顛末ヲ審ニ
セハ未タ必シモ聴ヲ惑ハシ明ヲ昧マシメサルナリ若夫レ

学事ノ進歩ハ喋々斯ニ多辯セス新旧ヲ参照シ實況ニ徵驗

甲第九百二十八号

資料十・二十四
「文部省往復」明治十五年甲二 A5 四二六丁
◎發信文書（稟議書写し）（「東京大学」茶色墨紙）

甲第九百二十九号
東京大学第一年報印刷之義左之通御同相成可然哉

本学一覽關申之書面者左之通ニ而可然哉
一 東京大学第一年報（起明治十三年九月
止全十四年十二月）
右進達致候也

セハ自ラ得ル所アラン華雜ノ皆固ヨリ辟セサル所ト雖モ
変制ノ際亦免レサル所ナリ幸ニ炳鑑ヲ賜ヘ
明治十五年七月十八日 東京大学總理加藤弘之
文部卿福岡孝弟殿

明治十五年十一月廿一日

資料十一 明治十六年

東京大学総理加藤弘之代理
東京大学総理心得池田謙斎

資料十一・一

『文部省往復』明治十六年丙上 A68 第九件

◎受領文書（文部省）茶色野紙

▼②右欄外に「博物課印【久原】／＼庶務課印【坪内】

印【市川／寛繁】

▼③上部欄外に「供閲／總理【花押（加藤）】／□心得」

□補助／幹事【花押（服部）】但し□の部分は製本裁

断のため欠落

△印の文字は【文部省／報告回】

△上部に割り印の一部【部省】の文字あり。

- ①甲第九百二十九号
②總理／全心得／全補助／幹事【花押（服部）】／／編纂
課【花押（未判読）】／庶務課印【恭次】印【坪内】印
【市川／寛繁】

- ③上部欄外に「送達済」の印

甲第九百廿八号
本年七月十七日付ヲ以テ致進達候本学第一年報印刷之上
夫々へ配付致度候案此段相伺候也
明治十五年十一月二十二日

東京大学総理加藤弘之代理
東京大学総理心得池田謙斎

報第五号

本学第一年報進達之砌グロート申報差出方遲延之為差
出漏相成居候處今般反訛出來候ニ付該年報中へ挿入方

左之通報告局へ御照会相成可然哉
〔番号①記入あり〕

本年七月中本学第一年報進達之砌グロート義申報差出方

遲延相成候為相除差出候處日今ニ至リ差出且反訛出來
たし候ニ付別紙式通差出候案該年報外國教師申報中ゼレ

スニ一申報之前へ挿入相成候様御取計有之度此段及御照

会候也

明治十五年十一月 日 東京大学

御中

明治十五年十一月 日 東京大学

資料十一・二

『文部省准允』明治十六年 E2 第六九件

◎受領文書（稟議書）（東京大学）茶色野紙

①甲第五百四十六号

▼①対応する文書の番号「報第四十五号」の記載あり。

▽右欄外上部に「第九三一號」の記載（文部省側の番号
か）

◇上部欄外に割り印の一部【部省】の文字あり。

◇文部省側印の文字は【文部卿／代理印】

†稟議書は資料十一・二十四

◇東大側印の文字は【東京大学／総理之印】

△東大側印の文字は【東京大学／総理之印】

†稟議書は資料十一・二十四

『文部省往復』明治十五年丙 A45 七六七丁

◎発信文書（稟議書）（東京大学）青色野紙

①甲第九百二十九号

②總理／全心得／全補助／幹事【花押（服部）】／／編纂
課【花押（未判読）】／庶務課印【恭次】印【坪内】印
【市川／寛繁】

③上部欄外に「送達済」の印

甲第九百廿八号
本年七月十七日付ヲ以テ致進達候本学第一年報印刷之上
夫々へ配付致度候案此段相伺候也
明治十五年十一月二十二日

東京大学総理加藤弘之代理
東京大学総理心得池田謙斎

報第五号

文部省年報調製上要用候間貴学理学部博物場明治十四年
中ノ來親人員（教員学生ヲ除ク）至急御調査御差出相成
度此段御照会候也

左之通報告局へ御照会相成可然哉
〔番号①記入あり〕

本年七月中本学第一年報進達之砌グロート義申報差出方

遲延相成候為相除差出候處日今ニ至リ差出且反訛出來
たし候ニ付別紙式通差出候案該年報外國教師申報中ゼレ

スニ一申報之前へ挿入相成候様御取計有之度此段及御照

会候也

明治十五年十一月 日 東京大学

御中

明治十五年十一月 日 東京大学

御中

明治十五年十一月 日 東京大学

御中

明治十五年十一月 日 東京大学

御中

| | | | |
|--|--|---|-------------------|
| ②總理【花押（加藤）】／全心得／全補助／幹事【花押（服部）】／／編纂課④【慎】／／庶務課④【恭次】④【坪内】 | ス尚全報ヲ覽閱シテ照諒セラレン「ヲ希フ謹具 明治十六年七月 東京大学總理加藤弘之 | 省院厅東京府 文部卿輔書記奏任已上 内閣用 局課〔掛〕用 調査用 準備 | 十三部 廿九部 二部 拾部 十七部 |
| ③上部欄外に赤の附議（至急の意味）の貼ってあった跡がある。 | 文部卿福岡孝弟殿 | 文部卿福岡孝弟殿 | |
| 東京大学第一年報諸向配付之為メ左案ヲ以テ文部省 | 資料十一・五 | 資料十一・五 | |
| 再伸 副本之義ハ即今謄写致居候ニ付出来次第進達可致候此段訓申候也 | 東京大学第一年報 〔番号①記入あり〕 | 東京大学第一年報 〔番号①記入あり〕 | |
| 資料十一・四 | 東京大学第一年報 〔番号①記入あり〕 | 東京大学第一年報 〔番号①記入あり〕 | |
| 「東京大学第二年報」卷頭 | 東京大学第一年報 〔番号①記入あり〕 | 東京大学第一年報 〔番号①記入あり〕 | |
| ◎緒言 | 東京大学第一年報 〔番号①記入あり〕 | 東京大学第一年報 〔番号①記入あり〕 | |
| †年報差出しの文書は、資料十一・三 | 右印刷候ニ付差出候條左記之 聖上 両皇后〔宮〕已下え御配付有之度候也 明治十六年九月十四日 東京大学 於ル較著ノ項目ハ医学部豫科ヲ東京大学豫備門二合併シ 豫備門ヲ東京大学豫備門本翼豫科ヲ東京大学豫備門分翼 トシ并ニ古典講習ノ一科ヲ新設スル等ニシテ其他四学部 合併以来学制規則ノ不便ナルモノニ改正ヲ加フル尙カラ | 東京大学第一年報 〔起明治十三年九月止今十四年十二月〕 右印刷候ニ付納本拾部差出候也 明治十六年九月十六日 東京大学 文部省 御中 聖上 両皇后宮 親王 大臣參議内閣顧問官内卿 資料十一・七 「文部省往復」明治十六年丙上 A 68 第一四件 | |

級生幾何有之ヤ其數一日シテ瞭然相成候様記載致シ難ク

教員ノ數ニ於テモ学年末ノ數ヲ記セザレハ其学年ノ〔学〕

生〔シ〕徒ト關係及前年学年トノ増減比例等分明ナリ難

キ筋ニ付教員学生、徒ノ調査ハ從前之通各学部各編ノ學

年末調ヘニ致シ候方可然尤曆年末即チ十二月末ノ調ヘモ

要用ニ可有之二付是ハ別項ニシテ教員学生、徒ノ現員ノ

ミヲ記載相成リ可然且ツ是迄三学部及豫備門本齋ニ於テ

ハ七月十一日ヨリ九月十日迄ノ生徒入退学死亡等ノ數

〔ハ〕学年末即チ七月十日以後ノ事項ニ〔係リ〕候故

年報中記載方不便少カラス候ニ付将来ハ七月十一日ヨリ

九月十日迄ノ員數等ハ都次学年ニ相加ヘ候事ニ決セラ

ル、カ又ハ三学部及豫備門本齋ノ学年ヲ断然相更メ七月

十一日ニ始リ翌年七月十日ニ終リ候事ニ決セラレ度是亦

併セテ附述候也 教務課【花押（未判読）】

記録掛⑩【白木】

「文部省往復」明治十六年内上 A 68 第一八件
資料十一・九

◎受領文書（「文部省」茶色野紙）

▼②右欄外辺中央から下部にかけて「教務課」「花押（未

判読）」「会計課」「羽田野」⑩「安井」⑩「小泉」/「

記録掛⑩「白木」「編纂課」「花押（未判読）」「庶務課

⑩「恭次」⑩「市川」「寛繁」⑩「石原」】

▼③上部欄外に「供閲／総理」「花押（加藤）」「全心得／

全補助／幹事」「花押（服部）」「医学部通知済／豫備門

長」

◇団の文字は「文部省／報告局／長之印」

△上部に割り印の一部【省】の文字あり。

†別紙は資料十一・十

明治十六年十一月三日

文部卿福岡孝弟

回

東京大学總理加藤弘之殿

◇上部に割り印があるが擦れて読み取れない。

資料十一・十一
「文部省往復」明治十六年甲 A 66 第一四件

◎受領文書（「文部省」茶色野紙）

▼②右欄外辺中央から下部にかけて「教務課」「花押（未

判読）」「会計課」「羽田野」⑩「安井」⑩「小泉」/「

記録掛⑩「白木」「編纂課」「花押（未判読）」「庶務課

⑩「恭次」⑩「市川」「寛繁」⑩「石原」】

▼③上部欄外に「供閲／総理」「花押（加藤）」「全心得／

全補助／幹事」「花押（服部）」「医学部通知済／豫備門

長」

◇団の文字は「文部省／報告局／長之印」

△上部に割り印の一部【省】の文字あり。

†別紙は資料十一・十

報第三百九十一号

十一月十日付ヲ以テ貴学年報調査方ノ儀ニ付御照会之趣

有之候ニ付熟議ノ上可及御回答旨其節由進置候處本日別

紙之通達相成候条右ニテ御領承相成度尤モ曆年ノ調査ニ

改正相成候トモ尚学年末ノ調査ニ係る教員学生生徒及書

籍器械等ノ員數ハ本省処務上参考ノ為メ緊要ニ付年報中

該統計ヲモ記載相成候様致度御回答旁此段申進候也

明治十六年十一月三日 文部權大書記官小林小太郎回

東京大学總理加藤弘之殿

▼③上部欄外に「供閲／総理」「花押（加藤）」「心得／

輔助／幹事／豫備門長」

資料十一・十二

【文部省往復】明治十六年甲 A66 第八七件

◎発信文書（稟議書）（「東京大学」青色墨紙）

①甲第十六号

②總理【花押（加藤）】／全心得／全補助／幹事【花押（服部）】

部】／／会計課⑩【羽田野】⑩【安井】／編纂課【花押（未判読）】／／庶務課主任⑩【恭次】／同常務掛⑩【市川】

／寛繁】【花押（未判読）】

③上部欄外に「送達済」の印

†准允つき返書は資料十一・一

本学第二年報印刷之義左案ヲ以テ御同可相成哉

〔番号①記入あり〕 起明治十四年九月
東京大学第一年報止同十五年十二月

右者印刷之上夫々配付致度候条此段相伺候也

明治十六年十二月廿八日 東京大学總理加藤弘之

文部卿大木喬任殿

東京大学第一年報 起明治十四年九月
止同十五年十二月

右者印刷之上夫々配付致度候条此段相伺候也

明治十六年十二月廿八日 東京大学總理加藤弘之

文部卿大木喬任殿

東京大学幹事服部一三殿
外 略ス

出版圖書刻成納本之儀者圖書局江送付スベキ旨別紙之通

内務書記官ヨリ申越候条為御心得此旨及御回達候也

明治十七年三月三日 文部權大書記官伴 正順

出版圖書刻成納本之儀者圖書局江送付スベキ旨別紙之通

告示候ニ付御序ニ於テモ自今同局へ御送付有之度此段申

進候也

追而明治十四年五月廿七日第四四九号ヲ以御送付置候

納本書式宛名者圖書局長ニ改正候也

▼②右欄外に「会計課【花押（未判読）】⑩【安井】⑩

【文部省往復】明治十七年乙 A72 一〇〇

内務書記官

◎受領文書（回達写し）（「東京大学」茶色墨紙。別紙も同じ）

【小泉】／／編纂課【花押（未判読）】／／庶務課⑩【市川】／寛繁】⑩【石原】

▼③上部欄外に「供聞／總理【花押（加藤）】／心得／補助／幹事【花押（服部）】

△右下部に文部省の受領番号「文部受第八百六号」あり

◇准允の印の文字は【文部卿／大木喬任／之印】

◇上部に割り印の一部【省報告局】の文字あり

◇東大側面の文字は【東京大学／總理之印】

†稟議書は資料十一・十二

▼③上部欄外に「医学部通知済」の印あり。

甲第十九〇六号

東京大学第一年報 起明治十四年九月
止同十五年十二月

右者印刷之上夫々配付致度候条此段相伺候也

明治十六年十二月廿八日 東京大学總理加藤弘之

文部卿大木喬任殿

東京大学幹事服部一三殿
外 略ス

同之趣聞届候事

出版圖書刻成納本之儀者圖書局江送付スベキ旨別紙之通

告示候ニ付御序ニ於テモ自今同局へ御送付有之度此段申

進候也

明治十七年一月三十一日

資料十一・二

【文部省准允】明治十七年 E3 一〇一

◎受領文書（准允つき返書）（「東京大学」茶色墨紙）

①対応する文書の番号「專第五十五号」の記載あり。

▼②右欄外に「会計課【花押（未判読）】⑩【安井】⑩

省院庁

御中

紀元第七学年ト看做〔做〕シ以降コレニ準ス致シ学年

一周年之統計ハ即チ七月十一日より翌年七月十日迄ヲ一

計算ニ致候事ニ相定メ度此段相伺候也

〔但曆年ニ拵リ候調査ハ文部省達ヲ遵奉可致候也〕

明治十七年三月十日

資料十二・二

「校中往復」明治十七年 D 12 七九丁

◎稟議書（学内決定）（東京大学）青色野紙

①無番号

②總理【花押（加藤）】／同心得／同補助／幹事／豫備門

長【花押（杉浦）】／庶務課印【恭次】④【坪内】⑤

【市川／寛繁】／編纂課【花押（未判読）】／教務課【花

押（未判読）】／記録掛⑥【田木】

資料十二・五

「文部省往復」明治十七年乙一 A 72 一六二丁

◎受領文書（文部省）茶色野紙。別紙も「文部省」茶色野紙で、外務省から文部省への公文書の写し。但し翻刻しなかつた別紙の別紙の野紙は「外務省」茶色野紙

資料十二・三

「校中往復」明治十七年 D 12 三十一丁

◎達（稟議書）（東京大学）青色野紙

①無番号

②總理【花押（加藤）】／全心得／全補助／幹事【花押（服

部）】／庶務課主任⑦【恭次】／同常務掛⑧【坪内】

⑨【市川／寛繁】

⑩上部欄外に「達済」の印

↑總理の名が書かれていないが、学内の達であるので、

之月日ニ屬シ候ニ付是迄年報ヲ編制候ニ当リ学年一周年

(十一)之事項ニ付るて其統計ヲ記シ候時ニハ右学年外
之月日ヲ分シ七月十一日より八月卅一日迄之事項ハ前
学年之末ニ含記シ九月一日より同十日迄之事項ハ後学年

(十二)之事項ニ付るて其統計ヲ記載方ニテハ統計上二

おるて員数正確ならざる者ニ有之(例へハ七月十日豫備

門ヲ卒業シ同十一日本学々生トなる者之如キハ同学年之

統計ニおるて七月十日迄ハ豫備門之統計中ニ居リ十一日

已後ハ本学之統計中ニ居ルノ類)不都合ニ候条目今更メ

テ七月十一日より九月十日迄ハ後学年ノ始メニ含附(例

へハ明治十五年七月十一日ヨリ十六年七月十日迄ヲ大学

資料十二・六

「文部省往復」明治十七年乙一 A 72 一六二丁

◎受領文書（文部省）茶色野紙。別紙も「文部省」茶

色野紙で、外務省から文部省への公文書の写し。但し

翻刻しなかつた別紙の別紙の野紙は「外務省」茶色野

紙

▼②右欄外中央辺から下部にかけて「教務課【花押（未判

読）】／花押（未判読）】／花押（未判読）】⑩【川上】】／

庶務課印【恭次】⑪【伊藤】⑫【市川／寛繁】

▼③上部欄外に「供聞」／總理【花押（加藤）】／心得／

□補助／幹事【花押（服部）】但し□の部分は製本裁

断のため欠落。

▽別紙右欄外上部に「文部省局官一五九号」とあり。

▽別紙右欄外下部に「文部省局官一五九号二十三号」とあり。

△印の文字は「文部省／庶務局／長之印」

△上部に割り印の一部【局】の文字あり。

◇上部に割り印の一部【省】の文字あり。

†別紙の別紙（「公信抄録」と「ナショナル新聞抄訳」

の二通。いずれも「外務省」茶色野紙に書かれている。

は翻刻に当つて省略

†省略した別紙の別紙の内容を見ると、東京大学が當時

既にほぼ毎年刊行していた欧文の「大學一覽」(Cale-

ndar) のことを年報と誤解していることがわかる。

〔但昨年一月ヨリ十一月迄之年報ハ此際可差出候事〕

明治十七年四月十六日

庶第五百六十一号

在伯林本邦領事「カル、ウォルフソン」江曾テ貴官ヨリ

寄贈相成タル東京大學年報之儀ニ付外務省公信局長ヨリ

別席写之通申來候間則子右書類及御回送候也

明治十七年六月廿一日 文部権大書記官伴正順印

庶務局長

東京大學總理加藤弘之殿

〔別紙〕

公第一四号

在伯林本邦領事カル、ウォルフソン儀會于東京大學總理

ヨリ寄贈相成タル該大學年報之儀ニ付新聞紙壹葉相添別
紙公信抄訳之通申來候ニ付右公信抄訳新聞紙訳文共ニ差
進候御落手相成度候也

公信局長

印 官

明治十七年六月十九日 外務大書記官浅田徳則

文部省

書記官

御中

明治十七年七月〔十六日〕東京大學總理加藤弘之

明治十七年十月三十日

文部省 庶務局印

東京大學總理加藤弘之

文部卿大木喬任殿

東京大學 御中

資料十二・六

〔東京大學第三年報〕卷頭

◎緒言

†年報差出しの文書は未発見

†日付を「文部省第十一年報」から補った。

資料十二・七

〔文部省往復〕明治十七年二月 A72 一三三丁

◎受領文書（「文部省」茶色罫紙）

▼②右欄外辺中央から下部にかけて「会計課印」（未判）

◎裏議書（学内決定）（「東京大學」青色罫紙）

読】印【安井】印【正意】印【瀬戸】印【小川】印

【高畠】／＼寄贈掛印【伊藤】／＼庶務課印【恭次】花押（未判読】印【かもち】印【助安】

▼③上部欄外に「供閑／經理【花押（加藤）】／＼心得／補助／幹事【花押（服部）】

テ纂輯編次セリ庶幾ハ之ニ由テ一月ヨリ十二月ニ通シテ
瞭然掌ヲ指スカ如キアラン但法理文学部医学部互ニ学年
ノ制ヲ異ニシ各其年末ヲ以テ授業ノ局ヲ結フヲ以テ教師
教授ノ申報ニ至テハ独学年ニ從ハシメサルヲ得ス是レ其
殊例トナス所ニシテ且ツ事ノ計數ニ係ルモノモ前年トノ
比例ヲ失ハサラシメンカ為メ皆各其学年ノ表ヲ副ヘリ加

之法理文学部ノ学年末ヲ割ルニ從前八月三十一日ヲ以テ
セル如キ本ト一時ノ便宜ニ出テシ所ナレハ亦渾テ七月十
日ニ改正セリ其他此年間ニ於ル施設ノ著キモノハ別課法
学科ヲ創置セル等ニシテ便チ全報ヲ通閱セハ以テ要領ヲ
得ルニ足ラン茲ニ稿成ルヲ以テ例ニ遵ヒ謄写申呈ス謹テ
垂鑑ヲ祈ル

△印の文字は【文部省】/【庶務局】

△上部左に割り印の一部【省】の文字あり。

△上部中央に割り印の一部【局】の文字あり。

庶第千九十九号

各官序ニ於テ著訳ノ刊行図書其他ノ刊行物ニシテ太政官
文庫へ蒐集限外ノモノ事務上参考トシテ文庫へ蒐集保存
可相成ニ付可差出旨文書局ヨリ照会有之候条貢學ニ於テ
自今印行ノモノハ同官文庫へ送致ノ分壹部宛当局へ御回
付相成度此段及御照会候也

①無番号

◎達（稟議書）（「東京大学」青色紙）

②總理【花押（加藤）】「付屬教員ナキ者ハ勿論他人質証セシムヘシ」（上部欄外に記載）／同心得／同補助／幹事【花押（服部）】「附屬教員無之節ハ適當ノ人ニ託シ反訳料ヲ払フベシ」／長@【矢田部】【花押（杉浦）】

@【穢積】@【參毛】@【外山正一】／教務課【花押（未判読）】【花押（未判読）】@【司馬】@【鈴木】押（未判読）【花押（未判読）】／会計課@【未判讀】@【早口】@【堤】【花押（未判読）】／会計課@【未判讀】@【羽田野】@【安井】／記録掛@【未判讀】／庶務課主任@【恭次】／同常務掛@【市川】／寛繁@【坪内】@【石原】

*三つのは、この追加部分と最後の朱記追加部分の中間辺に押されている。

自今外國教師中申報書并二官報資料等差出候節右翻訳之義其教師付屬之教員及医員等へ御命シ相成ル（候節）ハ渾而翻訳料ハ交付不相成候事ト御定メ置相成可然哉此段仰決裁候也

〔但シ極メ〔テ〕長文或ハ至急ヲ要シ〔候〕並若并於并翻訳料為致候節者其都度御説明相成可然乎〕

十七年十一月十三日〔@【矢田部】@【市川】寛繁〕〔總理姓名〕

〔附屬教員無之節者如何@【穢積】〕

資料十三 明治十八年

①無番号

資料十三・一

②總理【花押（加藤）】／全心得／全補助／幹事／／庶務課主任五十嵐恭次@【恭次】「庶務課主任」の部分は「五十嵐恭次」の右肩の部分に書かれている】／庶務課

常務掛@【坪内】@【石原】③上部欄外に「達済」の印

自今年報へ掲載之図書器品増減表ハ各学部之区別ヲ廃止且歴年末之調査表ノミ可差出段左案ヲ以テ図書器品兩課へ御達可相成候

〔@【坪内】@【石原】〕

各通

図書課

③上部欄外に「送達済」の印
†准允付き返書の写しは資料十三・一

從前其課ヨリ年報え掲載之為メ差出来候書品増減表之義ハ法理文学部及医学部之区別有之且ツ歴年末并学年末調査之表ニ候處自今各学部之区別ヲ廢止更ニ東京大學器品増減表ト題シ歴年末之増減表ノミ差出ベシ此旨相達候事

〔但毎年二月十五日迄ニ無遲滞可差出候事〕

明治十七年十二月〔九日〕

同候也

明治十八年三月一日

東京大学總理加藤弘之

文部卿伯爵大木喬任殿

資料十三・二
「文部省准允」明治十八年 E3 一一一

◎受領文書（准允つき返書）（「東京大学」茶色紙）

【校中往復】明治十七年 D12 七六丁

資料十二・九

▼②右欄外下部に「庶務課④【秋月】④【市川／寛繁】

資料十三・三

④【石原】

③上部欄外に「供聞／総理【花押（加藤）】／心得／

副總理【花押（未判認）】／總理補助」

▽右欄外に上から順に文部省側による記載として「第三

二九号」〔明治十八年一月二日受〕「文部受第二百四号」

の記載があり、その下に④【倉光】がある。

◇准允の印の文字は【文部卿／大木喬任／之印】

◇上部欄外左側に割り印の一部【部省】の文字あり。

◇東大側圓の文字は【東京大学／總理之印】

◇上部欄外に東京大学の割り印の一部【東京】の文字あり。

†稟議書は資料十三・一

甲第百一十九号

本学第三年報印行之上夫々頒布致度別冊相添此段相伺候

也

明治十八年三月一日

東京大学総理加藤弘之圓

文部卿伯爵大木喬任殿

資料十四 明治十九年

東京大学総理加藤弘之圓

文部卿〔伯爵〕大木喬任殿

明治十八年九月 東京大学総理加藤弘之

也

御中

法科大学 ④【川上】

御中

文科大学長殿④【大沢】

理科大学長殿④【菊池】

帝国大学書記官圓

資料十四・一

【東京大学第五年報】卷頭

◎緒言

†年報差出しの文書は未発見

同之通

【分科大学往復】明治十九年 D 19 三七丁

◎發信文書（控え）（帝国大学）青色小型郵紙

①無番号

本年三月帝国大学令発布セラル是ニ於テ本学元東京大學ノ事業ヲ繼續セリ因テ明治十八年中該學ニ於テ處理セシ

◇圓の文字は【帝国大学／書記官永／井久一郎印】

【東京大学第四年報】卷頭

◎緒言

†年報差出しの文書は未発見

*月を「文部省第十二年報」から補った。

東京大学第四年報編纂成ル例ニ遵テ繕写進呈ス此年間ニ

於テハ理学部中造船学科ノ創設ヲ以テ較著ナルモノトシ
餘ハ前年ニ比シテ甚シク更革麥改セシ件項アラス但報中

特ニ植物園図書課器品課ノ学年表ヲ刪除スルモノハ三所
共二十七年中ヲ以テ〔各々〕其所屬ノ学部ヨリ移シテ東

京大学ニ直隸セシメ復タ学年ノ名称ヲ加フヘキニアラサ
ルヲ以テナリ其他損益補改スル所ノ項目ハ全報ヲ通閲シ

テ領会セラレントヲ冀望ス謹具

明治十九年五月十五日

也

御中

文科大学長殿④【外山正一】

理科大学長殿④【菊池】

東京大学第五年報 起明治十八年一月 止全

右年報編纂可相成ニ付元東京大学教員（内外）ニテ現今

各分科大学教員ト相成居候向え前学年受持学科之申報至
急差出候様御達相成度此段及御照会候也

但右申報ハ本月三十一日迄ニ御回付有之様致度此旨附
述候也

